令和７年第４回南関町議会定例会（第１号）

令和７年９月１日
午前１０時00分開議
議場

１．議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第　1　会議録署名議員の指名について（８番 井下議員・９番 境田議員）
日程第　2　会期決定について
日程第　3　諸般の報告について
日程第　4　報告第３号　令和６年度南関町財政健全化判断比率の状況について
日程第　5　議案第 39 号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）
日程第　6　議案第 40 号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和７年度南関町一般会計補正予算（第２号））
日程第　7　議案第 41 号　南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　8　議案第42号　南関町職員の育児休業等に関する条例及び南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　9　議案第 43 号　南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10 議案第 44 号　南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11 議案第 45 号　南関町水田の暗きょ排水事業費補助条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12 議案第 46 号　令和６年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 13 議案第 47 号　令和６年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 14 議案第 48 号　令和６年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 15 議案第 49 号　令和６年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 16 議案第 50 号　令和６年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 17 議案第 51 号　令和６年度南関町下水道事業会計決算認定について
日程第 18 議案第 52 号　令和７年度南関町一般会計補正予算（第３号）について
日程第 19 議案第 53 号　令和７年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第 20 議案第 54 号　令和７年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第 21 議案第 55 号　令和７年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第 22 議案第 56 号　定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書の締結について
日程第 23 議案第 57 号　公の施設の他の団体の利用に関する協定について
日程第 24　一般質問
①11 番　立山議員　②８番　井下議員　③１０番　山口議員

２．出席議員は次のとおりである。（１１名）

１番　福　山　美　佳　君	２番　伊　藤　博　長　君
３番　矢　野　修　一　君	４番　西　田　恵　介　君
６番　中　村　正　雄　君	７番　杉　村　博　明　君
８番　井　下　忠　俊　君	９番　境　田　敏　高　君
10番　山　口　純　子　君	11番　立　山　比呂志　君
12番　立　山　秀　喜　君	

３．欠席議員なし

４．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（１２名）

町　　長　佐　藤　安　彦　君	副　町　長　坂　田　浩　之　君
教　育　長　永　杉　尚　久　君	総　務　課　長　嶋　永　健　一　君
税務住民課長　福　山　光　明　君	まちづくり課長　田　代　由　紀　君
福　祉　課　長　多田隈　志　保　君	健康推進課長　猿　渡　隆　史　君
経　済　課　長　武　田　信　幸　君	建　設　課　長　田　口　　明　君
教　育　課　長　城　野　和　則　君	会計管理者　田　中　龍　城　君

５．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（２名）

議会事務局長　武　田　　博　　君	議会事務局係長　山　下　飛　鳥　君

開会　午前１０時００分

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから令和７年第４回南関町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程等はタブレットに配信のとおりです。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、８番議員、９番議員の２名を指名します。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第２、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については、本日から９月５日までの５日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から９月５日までの５日間とすることに決定しました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　日程第３、諸般の報告を行います。

報告の第１点は、閉会中の議員辞職許可についてです。

去る８月１２日に、５番、北原浩一郎議員から一身上の都合により、議員を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、地方自治法第１２６条の規定により、同日これを許可しております。つきましては、南関町議会会議規則第９９条第２項に基づき、報告いたします。

報告の第２点は、委員会報告についてです。

総務産業常任委員会委員長から委員会の研修報告が提出されていますので、報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、杉村博明君。

○総務産業常任委員会委員長（杉村博明君）　総務産業常任委員会視察研修報告を行います。

令和７年８月２７日。南関町議会議長、立山秀喜様。総務産業常任委員会委員長、杉村博明。

総務産業常任委員会視察研修報告書。

参加者、杉村博明、西田恵介、境田敏高、立山比呂志、矢野修一、伊藤博長、経済課長武田信幸、議会事務局長武田博。

研修期日、令和７年７月１日から令和７年７月２日。

研修場所、熊本県防災センター、鹿児島県湧水町。

１日目　熊本県危機管理防災課課長補佐の塚本和子氏挨拶、危機管理防災特別顧問の三家本勝志氏より防災センターの概要説明を受けた。

熊本県防災センターは熊本地震及び令和２年７月豪雨等の経験を踏まえた災害対応拠点として、令和５年５月から運用を開始されている。熊本地震の際、防災センターが高層階（熊本県

庁行政棟新館１０階）にあったことや、活動スペースが不十分だったこと等から、新防災センター建設に当たっては、低層階に災害対策本部やオペレーションルーム等の災害対策の主要な指令機能を配置するとともに、国の政府現地対策本部や自衛隊等の応援機関の活動室の新設が行われていた。常に県内市町村の河川状況など大画面のモニターで管理され、非常にズームアップされ、リアルタイムで見ることができている。

１階には案内所、展示、学習室では熊本県の過去の災害の経験や教訓、災害発生のメカニズム、防災の取組などについて、展示パネルやプロジェクションマッピング、ＶＲなどにより学習できる施設ができていた。

２階オペレーションルームは、自衛隊、警察、消防等の活動部隊に加え、電気・ガス等のライフライン事業者を配置するなど大規模災害時の災害対応スペースはこれまでの３．３倍を確保され、オペレーションルームと災害対策本部等をモニターで繋ぎ、リアルタイムで情報共有が可能となっている。

災害対策本部の会議室は１００以上の人員が一堂に会する部屋も設置されていた。また２４時間の体制を確保するため、当直勤務できる部屋も設けられ、県職員が待機するとのことであった。

２日目　鹿児島県湧水町の農業関係全般について、質疑応答が行われ、まず初めに、歓迎の挨拶を湧水町副町長の牧元三郎氏、湧水町議会副議長の亀澤中氏より挨拶があり、湧水町産業振興課課長の藤垣勇治氏ほか担当者より、説明があった。

オーガニックビレッジ宣言については、米や甘藷・お茶・野菜等の生産で有機農業の取組が行われており、平成２８年には国産アーモンドの生産に取り組み、有機栽培による国産アーモンドの生産確立を目指されており、国内では非常に珍しい取り組みが行われていた。栽培面積は約８．７ｈａ植栽本数約３，０００本、植栽者数４４名で栽培管理が行われているとのことであった。

また、６次産業化にも取り組まれて、販売拡大を図られて地域ブランド化の確立、付加価値の向上、地域産業の競争力強化、創出農家の所得向上に取り組まれていた。有機農産物の実施計画としては、農産物として湧水米、金山ネギ、お茶、甘藷等の生産が盛んで、和牛日本一にも貢献した畜産（繁殖）などの振興が図られており、有機農家は令和６年度において７５戸、８６．１ｈａでお茶が最も多く栽培されている。

有機農業の推進における課題は、新たな生産農家の確保と生産農家の収益の安定化に悩まされており、対策としては、学校給食での安定的な活用など生産物を安定的に活用される環境を整える必要があり、学校給食と連携を図りながら有機農業の普及促進を目指されていた。

最後に有害鳥獣被害防止について、令和６年度駆除実績はイノシシ５４９頭、シカ８０６頭、サル６頭、タヌキ１３５頭、アナグマ１７５頭、カラス４７羽となっており、湧水町ではシカが一番多く駆除されていた。

湧水町は総面積１４４，２９Ｋ㎡で南関町の約２倍の面積があり、人口は令和７年６月時点で８，２２３人で南関町の人口と殆ど変わらない人口で、世帯数は４，６１１世帯であった。

以上、総務産業常任委員会研修報告を閉じます。

○議長（立山秀喜君）　報告の第３点は、例月出納検査及び令和７年度第１回定期監査についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第１４条の規定に基づき、監査委員、良

田和彦君、立山比呂志君から、令和６年度令和７年５月分、令和７年度令和７年５月分、６月分、７月分の出納検査結果について及び令和７年度第１回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、お手元に配信していますので、これを省略します。

これで諸般の報告を終わります。

ここで町長から挨拶の申出があっていますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君）　皆様、改めましておはようございます。

令和７年　第４回南関町議会定例会の開会において、令和６年度南関町一般会計ほか歳入歳出決算認定について、専決処分の報告及び承認を求めることについて、条例の一部を改正する条例の制定について、令和７年度補正予算案、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、一言ご挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本年は６月８日に梅雨入りし、６月２７日に梅雨明けするという１９５１年に観測が始まって以来、６月の梅雨明けも初めてですが、これまでの最速での梅雨明けとなりました。しかし、８月１０日、１１日に誰もが予想していなかった令和７年８月豪雨が北部九州を襲い、熊本県も県北、県央、天草地域を中心にこれまでにないような線状降水帯による局地的な集中豪雨が発生し、大きな被害が出ております。幸いなことに、南関町では時間最大雨量４１ミリ、２日間で２５７ミリの総雨量にもかかわらず、関川、内田川も氾濫することなく、大きな被害は発生しませんでした。特に、関川流域では令和３年度から５年度で実施された災害復旧助成事業による堤防のかさ上げや堆積土の浚渫等により大きな効果があったように思われます。

一方、近隣の玉名市、玉東町では、土砂崩れや河川の氾濫により大型店舗や車両等の浸水被害が多数発生しておりますので、復旧に向けて近隣の町としても引き続き出来る限りの応援態勢を執っていきたいと考えております。

また、今後も局地的な集中豪雨や台風等への対策が必要となりますので、気を緩めることなく、町民の皆様との防災に対する認識の共有等も図っていくとともに、更に減災に向けた取り組みを進めていきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症については安心しておりましたが、盛夏とともに感染者が増加しているようであり、この５年余りで私たちを取り巻く環境や経済状況も大きく変わり、食品や燃料をはじめ、すべてのものの物価高も続いており、アメリカの世界的な大きな関税の問題も日本に対しての１５％という数値もやっと落ち着いたようなところではありますが、経済の安定や物価上昇等も見えないようなところでありますので、町としても引き続きの対策を図っていかなければならないと考えております。

さて、現在の町の動きとしては、南関版コンパクトシティ構想を進めている中で、３年前に役場新庁舎が完成し、うから館につきましても、集会交流機能と飲食機能、図書館機能に広場を備えた多世代交流拠点施設として愛称をローマ字表記の「ｕｋａｒａ」としてリニューアルし、令和７年６月に集会交流施設がプレオープンしました。今後は、１０月８日トッパの日をグランドオープンとし、カフェの開業と新図書館「このみｃｈ－ｉ」の開館に向けた準備を進めておりますが、これと併せ、本年度は町政施行７０周年を迎えることになりますので、記念事業をリニューアルした「多世代交流施設ｕｋａｒａ」のグランドオープンとの同日開催で計画しており、先達の残された功績を称えるとともに次の世代へ繋ぐこれからの南関町を考える

良い機会と捉え、子どもから大人までが参加できる内容で開催しますが、グランドオープン後は、全ての町民の皆様に大いに活用してほしいといと考えております。

これに関連し、本日の午前８時３０分より図書館長を兼ねたｕｋａｒａの館長への辞令を交付させていただきました。広く注目されている施設でもありますので、北原館長におかれましては、町民の皆様のために、そして町の活性化のためにも全力でご尽力いただきたいと思います。

旧庁舎等解体及び地域優良賃貸住宅建設関係につきましては、現在、並行して計画を進めておりますが、旧庁舎等解体では、これからの現地調査・設計後に解体工事に着工し、令和８年７月までに解体工事を完了させる計画としております。

地域優良賃貸住宅建設については、１１月中に業者選定のプレゼンテーション審査・優先交渉権者の公表を行い、令和８年２月上旬の議会承認後に契約・工事着工し、令和１０年３月末の完成予定としております。なお、大規模な事業になるため、現在の団地入居者の方や地域住民の皆様への説明会等についても、しっかりと対応して参りたいと思います。

また、本町では近年の全国的な少子化に伴い、各学校の小規模化が進んでいる状況について令和６年度より「南関町立学校の在り方検討委員会」を設置し、町立学校のこれからの教育や少子化に対応した新たな学校規模などの学校のあり方について協議を行っており、検討委員会での答申を踏まえて将来の南関町立学校の在り方について、今年度中には方向性を示していきたいと考えているところであります。

以上、現在の状況等も含めて、お話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、令和６年度南関町財政健全化判断比率の状況についてが１件、専決処分の報告及び承認を求めることについてが２件、条例の一部を改正する条例の制定についてが５件、令和６年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてのほか各特別会計の歳入歳出決算認定についてが４件、令和６年度南関町下水道事業会計決算認定についてが１件、令和７年度南関町一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが３件、有明圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書の締結についてが１件、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてが１件を提案しています。

特に、一般会計補正予算は、建設課・農地等災害復旧費の「現年災・工事請負費」３，４１８万４，０００円、まちづくり課・まちづくり推進事業費の「工事請負費」１億７，７９６万９，０００円、健康推進課・介護保険費の「介護基盤緊急整備特別対策事業補助金」９９５万５，０００円など、２億５，８６６万３，０００円を追加し、一般会計の総額を７３億２，０２２万９，０００円としているところであります。

ご審議のうえ、ご承認賜わりますようお願い申し上げまして定例会開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）　お諮りします。

日程第４、報告第３号から日程第２３、議案第５７号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第３号から日程第２３、議案第５７号までの議案を一括上程することに決

定しました。

○議長（立山秀喜君）　議案は、タブレットに配信しております。

議案名を議会事務局長に朗読させますので、確認してください。事務局長。

○議会事務局長（武田博君）　おはようございます。議案名を朗読します。

日程第　4　報告第３号　令和６年度南関町財政健全化判断比率の状況について
日程第　5　議案第 39 号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）
日程第　6　議案第 40 号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和７年度南関町一般会計補正予算（第２号））
日程第　7　議案第 41 号　南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　8　議案第42号　南関町職員の育児休業等に関する条例及び南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　9　議案第 43 号　南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10 議案第 44 号　南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11 議案第 45 号　南関町水田の暗きょ排水事業費補助条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12 議案第 46 号　令和６年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 13 議案第 47 号　令和６年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 14 議案第 48 号　令和６年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 15 議案第 49 号　令和６年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 16 議案第 50 号　令和６年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 17 議案第 51 号　令和６年度南関町下水道事業会計決算認定について
日程第 18 議案第 52 号　令和７年度南関町一般会計補正予算（第３号）について
日程第 19 議案第 53 号　令和７年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第 20 議案第 54 号　令和７年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第 21 議案第 55 号　令和７年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第 22 議案第 56 号　定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書の締結について
日程第 23 議案第 57 号　公の施設の他の団体の利用に関する協定について

○議長（立山秀喜君）　配付漏れ等はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は順次説明をしてください。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　おはようございます。

「報告第３号、令和６年度南関町財政健全化判断比率の状況について」ご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第３条において、地方公共団体の長は毎年度前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、当該健全化判断比率を議会に報告しなければならないと規定されております。

次のページをご覧ください。実質赤字比率につきましては、早期健全化基準１５％に対しまして、実質収支支出額が１億７，２３３万円の黒字でありましたので、実質赤字比率はございません。次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準２０％に対しまして、特別会計を含めました実質収支額は黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。また、実質公債費比率につきましては、公債費に準じた経費の比重を過去３年間の平均で示す比率でございますが、早期健全化基準２５％に対しまして、当町の実質公債費の比率は基準内の７．８％でございます。最後に、将来負担比率費につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございますが、早期健全化比率、基準３５０％に対しまして、当町の将来負担比率は２２％でございます。なお、監査委員の意見書を添付しておるとおり特に指摘すべき事項はないとのことでございます。以上を報告いたします。

続きまして、「第３９号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。本件につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。南関町専決第５号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和７年７月１日付けで専決しております。今回の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が、令和７年６月４日に公布されたことに伴い、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。次のページをお願いいたします。改正内容でございます。南関町条例第１５号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。南関町報酬費用弁償等に関する条例（昭和３５年条例第１３号）の一部を次のように改正する。別表第１中の区分、選挙長以下、選挙立会人の後に、指定病院等における不在者と不在者投票の外部立会人を追加し、報酬の額をそれぞれ国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和２５年法律第１７９号）で定める額に改めるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第４０号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。令和７年度南関町一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。南関町専決第６号、令和７年南関町一般会計補正予算について。令和７年度南関町一般会計補正予算（第２号）を別紙のとおり調製することとする。令和７年７月１日専決。内容につきましては、令和７年度南関町一般会計補正予算書（第２号）

でご説明をいたします。予算書の１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６１０万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７０億６，１５６万６，０００円とするものでございます。２ページをお開きください。２ページは歳入についての補正額で一覧でございます。１６款県支出金は３項県委託金に１０万２，０００円を追加して３，４０１万８，０００円とし、総額を５億８，３７４万１，０００円とするものです。１９款繰入金は１項基金繰入金に１，６００万円を追加して５億６，６１２万７，０００円とし、総額を５億７，９３６万４，０００円とするものです。補正前の歳入合計、７０億４，５４６万４，０００円に１，６１０万２，０００円を追加して、歳入合計を７０億６，１５６万６，０００円としております。３ページは歳出についての補正額の一覧でございます。２款総務費は４項選挙費に１０万２，０００円を追加し４，７６５万円とし、総額を１２億６，９２３万５，０００円としております。７款土木費は１項土木管理費に４万９，０００円を追加して７，７６９万７，０００円とし、２項道路橋梁費に７８０万円を追加して３億６，１７６万１，０００円とし、総額を６億９，２１４万３，０００円としております。１０款災害復旧費は１項農林水産施設災害復旧費に７０６万８，０００円を追加して７０９万４，０００円とし、総額を１，７０９万６，０００円としております。１２款予備費は１項予備費に１０８万３，０００円を追加して、総額１，１７４万円としております。４ページから５ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

６ページをお願いいたします。６ページは歳入についての説明でございます。１６款県支出金、３項県委託金、１目総務費県委託金、５節選挙着県委託金に、参議院議員通常選挙費委託金として１０万２，０００円を追加するものです。１９款繰入金、１項基金繰入金、１目１節財政調整基金繰入金に１，６００万円を追加するものです。

７ページをお開きください。７ページからは歳出についての説明でございます。主なものを申し上げます。２款総務費、４項選挙費、３目参議院議員通常選挙費の１節報酬に、委員報酬としまして１０万２，０００円を追加しております。７款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持費の１４節工事請負費に災害対応の維持工事としまして、７８０万円を追加しております。１０款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費、１目農地等災害復旧費の１２節委託料に測量設計委託料として、５７６万８，０００円を追加し、１８節負担金補助及び交付金に小災害復旧費補助金をとして１３０万円を追加しております。

以上で報告を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第４１号議案、南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案のご説明をいたします。南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由は、令和７年６月４日に公布された公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第２００号。以下「改正令」という。）により、国政選挙における選挙運動用ビラ等の作成に公営に要する経費に係る限度額が引上げられたことから、町の条例においても、改正令に基づく限度額に改正をする必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙

運動の公費負担に関する条例（令和２年条例第２７号）の一部を次のように改正する。第８条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。第１条中の「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第４２号議案、南関町職員の育児休業等に関する条例及び南関町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案の説明をいたします。南関町職員の育児休暇等に関する条例及び南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）の施行に伴い、関係する条例を適正なものにするためでございます。

次のページをお願いいたします。改正条文でございます。南関町職員の育児休業等に関する条例及び南関町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例。第１条で、南関町職員の育児休暇等に関する条例（平成４年条例第８号）の一部を次のように改正する。第１条中の「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に、「同法」を「育児休業法」に改め、第１７条及び第１９条中の「第３条第４項」を「第３条第３項」に改め、第１８条中「第１７条」を「前条」に改め、第２０条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務等」という）を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加え、第２１条において、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、２１条の次に次の４条を新たに加える。第２１条の２で、第２号部分休業の承認について改め、２１条の３で育児休業等休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間について定め、第２１条の４で、育児休業法第１９条第２項の第２号の人事院規則で定める時間を基準として、条例を定め、第２１条の５で、育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情について定める。

第２条で、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第６号）を一部、次のように改正する。第８条の２第２項及び第３項中「第８条第２項」を「前条第２項」に改め、第１５条の２、妊娠出産等についての申出をした職員に対する意向確認等を新たに追加する。附則としましてこの条例は令和７年１０月１日から施行するものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第４３号議案、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案の説明をいたします。南関町報酬費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に規定する条例で定める附属機関の委員報酬を定める必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。南関町費用弁償等に関する条例（昭和３５年条例第１３号）の一部を次のように改正する。第３条に次の１項を加える。「１１項、時間額支給の報酬は、３時間を上限とし、勤務時間に応じて支給する。この場合において３０分を超える勤務時間は１時間とみなす。」別表第１の中の別表第中の国民健康保険運営協議会の後に、「情報公開個人情報保護審査会及び第三者調査委員

会」を追加し、それぞれ識見を有する委員、時間額１万円、委員、日額５，５００円と改める。附則としましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君）　「第４４号議案、南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容のご説明を申し上げます。提案理由は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う自立支援医療費の支給認定についての一部改正に準じて、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例。南関町地域生活支援事業利用料条例の一部を次のように改正する。第３条第３号中「８０万円以下」を、「８０万９，０００円以下」に改めるものです。附則としまして、この条例は令和７年７月１日から適用すると定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　経済課長。

○経済課長（武田信幸君）　「第４５号議案、南関町水田の暗きょ排水事業補助条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容のご説明を申し上げます。提案理由は、水田農業構造改革対策の推進を図るため、水田の暗きょ排水事業に要する経費に対する事項について、昨今の物価高騰により当該条例の一部改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町水田の暗きょ排水事業費補助条例の一部を改正する条例。南関町水源のバイパス事業費、補助条例の一部を次のように改正する。第３条第１項中「７万円」を「１５万円」同条第２項中「１，５００円」を「３，０００円」に改めるものです。附則としまして、この条例は令和８年４月１日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　会計管理者。

○会計管理者（田中龍城君）　「第４６号議案、令和６年度南関町一般会計歳入歳出予算決算認定について」から「第５０号議案、令和６年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの議案を一括してご説明申し上げます。地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付さなければならないためご提案するものでございます。

タブレットの決算総括表と各決算書でご説明いたします。まず、令和７年第４回定例会議案書フォルダの中の１番左に、第４６号議案、決算書補足資料のフォルダがございます。このフォルダを開けていただくと。１番左に令和６年度、歳入歳出決算総括表がございます。この表により、概要を説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算と４件の特別会計歳入歳出決算をした出資状況につきましては、総括表の１番下の合計欄で、Ｂ列の歳入決算額は、１０１億７，１６２万１，２９９円。Ｃ列の歳出決算額は、９７億１，３８９万２，２４２円。Ｄ列の差引残高は、４億５，７７２万９，０５７円となり、前年度と比較しまして、１億７，６３０万７，９３３円。率にして、６２．６％の

増になっております。まず、一般会計でございますが、決算総括表のＡ列、歳入歳出予算額は、８１億２，２４３万４，０００円。Ｂ列の歳入決算額は、７２億６，４１０万９，５８５円。Ｃ列の歳出決算額は、６９億７，７７８万９，５３６円で、Ｄ列の差引残額は、２億８，６３２万４９円となります。前年度と比較いたしまして、１億７５８万４，４８８円。率にして６０．２％の増となっております。これは、なんかんトッパ商品券交付事業、物価高騰対応給付金給付事業、道路新設改良事業等において、翌年度へ繰越すべき財源が増えたことによるものでございます。Ｅ列の翌年度へ繰越し、繰り越すべき財源、１億１，３９９万円を差し引いたＧ列の実質収支額は、１億７，２３３万４９円です。同額を純繰越金として、令和７年度に繰越しており、前年度と比較しますと、７４６万１，４８８円。率にして４．５％の増となっております。また、Ｅ列の翌年度、繰越額としましては、８億８，５４１万４，０００円で、主なものとしましては、なんかんトッパ商品券交付事業、道路新設改良事業、総合運動公園整備事業、農地等災害復旧事業、河川等災害復旧事業等でございます。また、不納欠損額は、２０３万６，１１８円で、その内訳につきましては、全て町税でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計でございますが、総括表のＡ列、歳入歳出予算額は、１３億９７７万５，０００円。Ｂ列の歳入決算額は１２億６，２３７万８，３６９円。Ｃ列の歳出決算額は、１２億９２２万１，９４４円で、Ｄ列の差引残額は、５，３１５万６，４２５円となり、同額を繰越金として、令和７年度に繰越しており、前年度と比較しまして、１，１０２万３，０８６円、率にして２６．２％の増となっております。また、不納欠損額は、国民健康保険税２１２万６，７３５円となっております。

続きまして、介護保険事業特別会計でございますが、決算総括表のＡ列、歳入歳出予算額は、１４億４，５２８万４，０００円。Ｂ列歳入決算額は、１４億５，１９０万８，４８３円、Ｃ列歳出決算額は、４３億３，４３６万９，０３２円で、Ｄ列の差引残額は、１億１，７５３万９，４５１円となり、同額を繰越金として、令和７年度に繰越しており、前年度と比較しますと、５，７６０万７，８５９円、率にして９６．１％の増となっております。不納欠損額は、介護保険料の７９万４，６２０円となっております。

続きまして、後期高齢者特別会計でございますが、決算総括表のＡ列、歳入歳出予算額は１億７，７０１万１，０００円。Ｂ列、歳入決算額は１億７，６９２万４，９９９円。Ｃ列歳出決算額は、１億７，６２１万１，８６７円で、Ｄ列の差引残額は、７１万３，１３２円となり、同額を繰越金として、令和７年度に繰越しており、前年度と比較しますと、９万２，５００円。率にして１４．９％の増となっております。

最後に、宅地分譲事業特別会計でございますが、決算総括表のＡ列、歳入歳出予算額は１，６３０万飛び１，０００円。歳入決算額は１，６２９万９，８６３円。Ｃ列歳出決算額は１，６２９万９，８６３円で、Ｄ列の差引残額は０でございます。

これからは各決算書により説明させていただきます。一旦左上の戻るボタンでフォルダを閉じていただき、令和７年第４回定例会議案書フォルダ中央の「第４６号議案、令和６年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について」をお開きください。

一般会計の決算書ページで、１ページから６ページをご説明申し上げます。まず１ページから３ページの歳入につきましては、３ページをお願いします。１番下段の歳入合計欄の収入済額は７２億６，４１０万９，５８５円であり、構成比率につきましては、各款ごとに大きい順

から申し上げますと、まず２ページをお願いします。中段１１款地方交付税、２２億６，８８５万８，０００円、３１．２％。１ページをお願いします。上段、１款町税、１４億３，２４６万７，０２７円、１９．７％。２ページをお願いします。下段、１５款国庫支出金、１１億３，６６９万１，８７０円。１５．６％。同じく２ページ下段、１６款県支出金、５億２，９９４万５，６０１円。７．３％等となっております。

４ページから６ページの歳出につきましては、６ページをお願いします。歳出合計欄の支出済額６９億７，７７８万９，５３６円であり、構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、４ページをお願いします。中段、３款民生費、２０億３，９２０万５，９６０円、２９．２％。同じく、４ページ上段、２款総務費、１０億２，１８３万１，８６４円。１４．６％。５ページをお願いします。下段、１１款公債費、７億５，５２２万８０５円、１０．８％。同じく５ページ上段、７款土木費、６億１，４５８万９，４１８円。８．２％となっております。前年度と比較しますと、歳入が７億４４８万７，０３６円。率にして１０．７％の増。歳出が、５億９，６９０万２，５４８円。率にして９．４％の増となっております。

歳入では、臨時的な収入について説明させていただきます。主なものとしましては、まず１６ページをお開きください。上段の１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、１億９，２９５万８，２３３円を収入しております。同じく１６ページ中段になります。１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金（繰越明許）、１節総務費国庫補助金にデジタル田園都市国家構想交付金として、１億８，７２３万２，０４２円を収入しております。次に、１７ページをお開きください。中段の１５款国庫支出金、２項国庫補助金、４目土木費国庫補助金（繰越明許）、１節道路橋梁費国庫補助金に社会資本整備総合交付金として、７，２０３万６，０００円を収入しております。次に、２４ページをお開きください。下段の１８款寄附金、１項寄附金、１目寄附金、１節一般寄附金にふるさと南関応援寄附金として１億５，８４１万９，９８３円を収入しております。最後に３０ページをお開きください。下段の２２款町債、１項町債、８目商工債、１節商工債に、南の関うから館改修事業債として、現年分３億５，５３０万。繰越明許分として、１億７，９５０万円を収入しております。

歳出では、臨時的な支出等の主なものについて、つきましては、４５ページをお開きください。下段の２款総務費、２項徴税費、２目賦課徴収費、１８節負担金、補助及び交付金に定率減税調整交付金として、７，６２２万円を支出しております。次に５１ページをお開きください。下段の３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、１８節負担金補助及び交付金に重点支援給付金として、２，０２５万円を支出しております。

○議長（立山秀喜君）　説明の途中ですが、１０分間休憩したいと思います。

――――――――○――――――――

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。説明の途中でありましたので、これを続行します。

○会計管理者（田中龍城君）　５２ページをお開きください。同じく上段の１９節扶助費に物価

高騰対応対策給付金として、3,９４６万円を支出しております。次に、７８ページをお開きください。上段の６款商工費、１項商工費、１１目南の関うから館費、１４節工事請負費に南の関うから館改修工事として３億4,７４０万4,２６８円を支出しております。同じく７８ページ中段に、１１目南の関うから館費繰越明許、１４節工事請負費に施設整備工事として、３億4,８２０万3,０００円を支出しております。次に８０ページをお開きください。下段の７款土木費、２項土木管理費、３目道路新設改良費（繰越明許)、１４節工事請負費に改良舗装工事として、１億2,０６６万6,４２０円を支出しております。次に８２ページをお開きください。中段の７款土木費、４項住宅費、１目住宅管理費、１４節工事請負費に営繕工事として、４,８６２万円を支出しております。

続きまして、一旦戻るで閉じていただき、「第４７号議案、令和６年度、南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」をお開きください。国民健康保険特別会計決算書の１ページから３ページをご説明申し上げます。まず１ページの歳入につきましてご説明申し上げます。歳入合計欄の収入済額１２億6,２３７万8,３６９円の構成比率は、大きい順に、５款県支出金、９億4,７４７万9,０４１円、７５.１％。１款国民健康保険税、１億6,９９９万8,０８２円、１３.５％。７款繰入金、9,６３７万5,１５３円、７.６％でございます。前年度と比較しますと、1,７６４万2,９２６円。率にして１.４％の減となっております。

２ページから３ページの歳出につきましてご説明申し上げます。３ページをお願いします。歳出合計欄の支出済額１２億９２２万1,９４４円の構成比率につきましては、大きい順に、２ページをお願いします。２款保険給付費、８億9,５０４万1,８０６円、７４％、３款国民健康保険事業費納付金２億8,８１１万8,７２６円、２３.８％となっており、前年度との比較では、２,８６６万6,０１２円。率にして２.３％の減となっております。

続きまして、一旦戻るで閉じていただき、「第４８号議案、令和６年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」をお開きください。介護保険事業特別会計決算書の１ページから５ページをご説明申し上げます。まず１ページから２ページの歳入につきましては、２ページをお願いします。歳入合計欄の収入済額１４億9,１９０万8,４８３円の構成比率につきましては、大きい順に、１ページをお願いします。上段、３款国庫支出金、３億9,４５８万1,６６８円。２７.２％。４款支払基金交付金、３億6,４３８万1,０００円。２５.１％。１款保険料、２億3,７２１万4,２２６円、１６.３％となっております。前年度と比較しますと、1,４１７万6,１６８円、率にして１％の増となっております。

３ページから４ページの歳出についてご説明申し上げます。４ページをお願いします。歳出合計欄の支出済額、１３億3,４３６万9,０３２円の構成比率につきましては、３ページをお願いします。２款保険給付費、１２億1,９０６万6,５４７円、９１.４％。４款地域支援事業費、7,３５８万1,５７０円、５.５％となっております。前年度と比較しますと、4,３４３万1,６９１円、率にして３.２％の減となっております。

続きまして、一旦戻るで閉じていただき、「第４９号議案、令和６年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」をお開きください。後期高齢者医療特別会計決算書の１ページから２ページをご説明申し上げます。まず１ページをお願いします。歳入につきましては、歳入合計欄の収入済額１億7,６９２万4,９９９円となり、構成比率につきましては、１款後期高齢者医療保険料、１億1,６３０万2,８００円、６５.７％。３款繰入金、５,９７６万8,

１６７円、３３.８％となっております。前年度と比較しますと、1,８２２万８,６５２円、率にして１１.５％の増となっております。

２ページをお願いします。歳出につきましては、歳出合計欄の支出済額１億７,６２１万1,８６７円となり、構成比率につきましては、２款後期高齢者医療広域連合納付金、１億７,５７６万８,３３３円、９９.７％。１款総務費２２万５,７３４円、０.１％となっており、前年度と比較しまして、1,８１３万6,１５２円、率にして１１.５％の増となっております。

続きまして、一旦戻るを押していただき、「第５０号議案、令和６年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」をお開きください。宅地分譲事業特別会計決算書の１ページから２ページをご説明申し上げます。まず１ページをお願いします。歳入につきましては、歳入合計欄の収入済額1,６２９万９,８６３円となり、構成比率につきましては、２款繰入金、1,１７８万８６３円、率にして７２.３３％。１款財産収入４５１万９,０００円、２７.７％となっております。前年度からは皆増でございます。２ページをお願いします。歳出につきましては、歳出合計欄の支出済額1,６２９万９,８６３円となり、構成比率につきましては、１款事業費1,６２９万９,８６３円。１００％となっており、前年度からは皆増でございます。

以上、第４６号議案から第５０号議案までの説明を行いましたが、地方自治法第２３３条第３項及び第５項の規定によりまして、監査委員の審査意見書及び主要施策説明書、歳入歳出決算事項、別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を合わせて提出しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご認定頂きますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　建設課長。

○建設課長（田口明君）　おはようございます。

「第５１号議案、令和６年度南関町下水道事業会計決算認定について」をご説明いたします。地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和６年度南関町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものでございます。

１ページをお願いいたします。収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。収益的収入の合計は２億８,３２８万５,５１６円で、第１款下水道事業収益、１億５,３０４万６,４３１円。第２款浄化槽事業収益、１億３,０２３万９,０８５円でございます。次に支出についてご説明いたします。２ページをお願いいたします。収益的支出の合計は２億７,７３３万５,２７２円で、第１款下水道事業費用１億４,８６９万８,７０８円。第２款浄化槽事業費用１億２,８６３万6,５６４円でございます。３ページをお願いいたします。資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。資本的収入の合計は９,５６３万５,０００円で、第１款下水道資本的収入７,５６７万８,０００円。第２款浄化槽資本的収入1,９９５万７,０００円でございます。

次に支出についてご説明いたします。４ページをお願いいたします。資本的支出の合計は１億６,０８６万７,８９８円で、第１款下水道事業資本的支出１億４,４４０万５９２円。第２款浄化槽資本的支出４,６４６万７,３０６円でございます。７ページをお願いいたします。令和６年度南関町下水道事業欠損金処理計算書（案）でございます。未処理欠損金３,９６３万８,７７９円を次の次年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご認定頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　「第５２号議案、令和７年度南関町一般会計補正予算（第３号）について」ご説明いたします。１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億５,８６６万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３億２,０２２万９,０００円とするものでございます。

２ページをお開きください。歳入でございます。１０款１項地方特別交付税交付金に７１万円を追加して、５７１万円とするものでございます。１１款１項地方交付税に１億４,６２４万３,０００円を追加して、２３億６２４万３,０００円とするものでございます。１３款分担金及び負担金は、１項分担金に４８万２,０００円を追加して２６６万９,０００円とし、予算総額を３,０７２万７,０００円とするものでございます。１５款国庫支出金は２項国庫補助金から１５１万２,０００円を減額して、３億８,１６１万９,０００円とし、予算総額を９億８,５６５万９,０００円とするものでございます。１６款県支出金は２項県補助金に４,１１６万５,０００円を追加して２億６,６６２万６,０００円とし、３項県委託金から、９万７,０００円を減額して３,３９２万１,０００円とし、予算総額を６億２,４８０万９,０００円とするものでございます。１７款財産収入は１項財産運用収入に、４１万２,０００円を追加して８９６万８,０００円とするものでございます。１８款１項寄附金は、２２０万円を追加して１億６,４７０万円とするものでございます。１９款繰入金は１項基金繰入金から１億６,４１７万９,０００円を減額して４億１９４万８,０００円とし、予算総額を４億１,５１８万５,０００円とするものでございます。２０款１項繰越金は７,２３３万円を追加して１億７,２３３万円とするものでございます。２１款諸収入は４項雑入に３０万９,０００円を追加して２,２９８万６,０００円とし、予算総額を４,４６８万９,０００円とするものでございます。２２款１項町債は１億６,０６０万円を追加して７億２,８４０万円とするものでございます。歳入合計は補正前の７０億６,１５６万６,０００円に補正額２億５,８６６万３,０００円を追加して、７３億２,０２２万９,０００円とするものでございます。

３ページをお願いします。歳出でございます。１款１項議会費は１７万８,０００円を追加して８,４５０万円とするものでございます。２款総務費は１項総務管理費に１億６,９１３万９,０００円を追加して、１２億６２４万４,０００円とし、２項徴税費に１２６万６,０００円追加して１億２,４７８万円とし、３項戸籍住民基本台帳費に６０万円を追加して、４,８９２万９,０００円とし、５項統計調査費から２９万４,０００円を減額し、１,０７４万４,０００円とし、予算総額を１４億３,９９４万６,０００円とするものでございます。３款民生費は１項社会福祉費に１,７１８万４,０００円を追加して、１５億１,６６２万４,０００円とし、２項児童福祉費に３３万８,０００円を追加して、６億９,３３８万５,０００円とし、予算総額を２２億１,０００万９,０００円とするものでございます。４款衛生費は１項保健衛生費に５０万２,０００円を追加して１億６,７９５万７,０００円とし、３項水道費に１３５万円を追加して、５６１万１,０００円とし、予算総額を４億５,０２６万８,０００円とするものでございます。５款農林水産業費は１項の農業費に４８４万７,０００円を追加して３億５,９２３万９,０００円とし、２項林業費に６,０００円を追加して、２万９,０８５万４,０００円とし、予算総額を３億８,９０９万３,０００円とするものでございます。６款商工費は１項商工費に１４４万４,０００円を追加して１億５８４万４,０００円とするものでございます。７款土木費は、１目土木管理費に１９万３,０００円を追加して７,７８９万円とし、２項道路橋梁費に７２０万円を追加して３億６,

８９６万1,０００円とし、３項河川費に１３万5,０００円を追加して、2,３２８万5,０００円とし、予算総額を６億９,９６７万1,０００円とするものでございます。９款教育費は１項教育総務費に２４万3,０００円を追加して8,８４５万7,０００円とし、２項小学校費に２６万3,０００円を追加して１億4,７９７万5,０００円とし、３項中学校費に８２万8,０００円を追加して１億3,１６７万9,０００円とし、４項社会教育費に２１２万7,０００円を追加して１億5,５６０万4,０００円とし、５項保健体育費に１５万円を追加して、２億５１０万1,０００円とし、予算総額を７億2,８８１万6,０００円とするものでございます。１０款災害復旧費は１項農林水産施設災害復旧費に4,３５８万4,０００円を追加して5,０６７万8,０００円とし、２項公共土木施設災害復旧費に３９９万9,０００円を追加して1,４００万1,０００円とし、予算総額を6,４６７万9,０００円とするものでございます。１１款１項公債費は２４２万円を追加して８億９５１万円とするものでございます。１２款１項予備費は９６万1,０００円を追加して1,２７０万1,０００円とするものでございます。歳出合計は補正前の７０億6,１５６万6,０００円に補正額２億5,８６６万3,０００円を追加し、７３億2,０２２万9,０００円とするものでございます。

５ページ第２表は債務負担行為補正の変更でございます。変更分については、ふるさとセンター指定管理上委託の限度額を2,２５０万円とするものでございます。６ページ、第３表は地方債の補正でございます。追加分は河川整備事業で限度額を1,０００万円とするものでございます。変更分は補正後の限度額を申し上げます。保育所整備事業の限度額を1,０６０万円とし、道路橋梁整備事業の限度額を１億3,９１０万円とし、自然災害防止対策事業（道路）の限度額を6,７００万円とし、自然災害防止対策事業、河川の限度額を1,３００万とするし、災害復旧事業費の限度額を７８０万円とし、旧庁舎改定事業の限度額を２億3,６２０万円とするものでございます。７ページと８ページは歳入歳出補正予算事項明細明細書の総括表でございます。

９ページをお開きください。歳入の内訳でございます。主なものについてご説明いたします。上段の１１款１項１目１節地方交付税に普通交付税として１億4,６２４万3,０００円を追加するものです。１０ページになります。上段の１６款県支出金２項県補助金、２目民生費県補助金の１節社会福祉費県補助金に介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金として、９９５万5,０００円を追加し、４目農林水産業費県補助金の１節農業費県補助金に新規就農育成総合対策補助金として２５０万円を追加し、９目災害復旧費県補助金の１節農林水産施設災害復旧費県補助金に現年災として2,８７２万4,０００円を追加するものです。１１ページになります。上段の１８款１項寄附金、１目１節一般寄附金企業版ふるさと納税として２２０万円を追加するものです。１９款繰入金、１項基金繰入金は１目１節財政調整基金繰入金から１億6,５００万円を減額するものでございます。２０款１項１目１節繰越金は7,２３３万円を追加するものです。１２ページになります。２２款１項町債については、６ページの第３表地方債補正で説明したものになりまして、今回の補正額の合計は１億6,０６０万円でございます。

１３ページをお願いいたします。歳出のうち、支出内訳でございます。主なものについてご説明いたします。下段になります。２款総務費、１項総務管理費、７目企画費の１２節委託料に、ｕｋａｒａ開館ブランディング会業務委託料としまして、９６万9,０００円を追加しております。１４ページの上段になります。１６目まちづくり推進事業、１４節工事請負費に旧庁舎解体等解体事業工事として１億7,７９６万9,０００円を追加しております。続きまして、1

６ページ上段になります。３款民生費１項社会福祉、１２目介護保険費、１８節負担金、補助及び交付金に介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として、９９５万5,０００円を追加しております。次は１７ページになります。下段をお願いいたします。5款農林水産費、1項農業費、３目農業振興費、１８節負担金、補助及び交付金に有害鳥獣電気・金網防護柵設置補助金として、２３４万円を追加しております。１９ページ上段になります。７款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持費、１４節工事請負費に災害対応の維持工事として７２０万円を追加し、３目道路新設改良費、１２節委託料から２１節補助、補填及び賠償金までについては、道路新設改良工事事業に伴う予算の組替えになります。２０ページ下段をお願いします。９款教育費４項社会教育費、４目図書館費、１７節備品購入費に新図書館の図書購入費として１５０万円を追加しております。続きまして２１ページ上段になります。１０款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費、１目農地等災害復旧費に、令和７年度災害の災害復旧費として１２節委託料に測量設計委託料として６００万円を追加し、１４節工事請負費に現年災として3,４１８万4,０００円を追加し、１８節負担金、補助及び交付金に小災害復旧費補助金として３４０万円を追加しております。２項公共土木債、土木施設災害復旧費、１目河川等災害復旧費、１２節委託料に、令和７年災の測量設計委託料として２９９万9,０００円を追加し、令和５年災の調査委託料として１００万円を追加しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君）　「第５３号議案、令和７年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について」ご説明申し上げます。１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,９６９万3,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億7,１５３万円とするものでございます。２ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。３款国庫支出金、２項国庫補助金に６５３万7,０００円とするものでございます。8款繰越金、1項繰越金に2,３１５万6,０００円を追加し、5,３１５万6,０００円とするものでございます。歳入合計は補正前の１３億4,１８３万7,０００円に補正額2,９６９万3,０００円を追加し、１３億7,１５３万円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。１款総務費、１項総務管理費に６４９万円を追加し、1,５２５万6,０００円とし、総額を1,５４１万9,０００円とするものでございます。１０款予備費は１項予備費に2,３２０万3,０００円を追加し、4,３５３万1,０００円とするものでございます。歳出合計は補正前の１３億4,１８３万7,０００円に補正額2,９６９万3,０００円を追加し、１３億7,１５３万円とするものでございます。

４ページ、５ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。６ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。３款国庫支出金、２項９目システム整備費補助金に６５３万7,０００円を追加するもので、社会保障税番号制度システム整備費補助金として、マイナ保険証の周知広報及び子ども子育て支援金に伴うシステム改修補助でございます。8款繰越金、1項2目繰越金に2,３１５万6,０００円を追加するもので、確定による前年度からの繰越金でございます。７ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１２節委託料に６４９万円の追加は、子ども子育て支援金に伴うシステム改修分でございます。１０款予備費、1項1目予備費に2,３２０万3,

０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を調整するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　「第５４号議案、令和７年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について」ご説明申し上げます。１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２５７万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５億2,３１９万円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。６款財産収入は１項財産運用収入に、１万４,０００円を追加し、８万円とするものでございます。７款繰入金は１項一般会計繰入金に２万１,０００円を追加し、２億１,３０２万円とし、合計を２億2,３０２万円とするものでございます。８款繰越金は、１項繰越金に１億２５３万９,０００円を追加し、１億１,７５３万９,０００円とするものでございます。歳入合計は補正前の１４億2,０６１万６,０００円に補正額１億２５７万４,０００円を追加して、１５億2,３１９万円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。１款総務費は１項、総務管理費に２万１,０００円を追加し、１２４万７,０００円とし、合計2,４６２万６,０００円とするものでございます。２款、保険給付費は１項介護サービス等諸費を３２万円を減額して、１１億９,８６８万４,０００円とし、５項高額医療合算介護サービス等費を３２万円追加し、３９７万円とし、合計を１３億９９４万４,０００円とするものです。５款基金積立金は、１項基金積立金に１万４,０００円を追加し、８万円とするものでございます。６款諸支出金は１項償還金及び還付加算金に４,６８９万３,０００円を追加し、４,７０４万４,０００円とするものでございます。８款予備費は１項予備費に５,５６４万６,０００円を追加し、６,４０８万３,０００円とするものでございます。歳出合計は補正前の１４億2,０６１万６,０００円に補正額１億２５７万４,０００円を追加して、１５億2,３１９万円とするものでございます。４ページ、５ページは、歳入歳出補正予算事項明細書の総括表でございます。

６ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものにつきましてご説明いたします。８款繰越金、１項１目１節繰越金に１億２５３万９,０００円を追加するもので、これは決算見込みによるものでございます。続きまして、歳出の内容説明でございます。主なものにつきましてご説明いたします。８ページをお願いいたします。６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目償還金、２２節償還金、利子及び割引料に４,６７４万３,０００円を追加するものです。これは、介護給付費国庫負担金をはじめ、介護給付費県費負担金、地域支援事業国庫交付金及び県交付金、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金の返還金でございます。８款１項１目予備費に５,５６４万６,０００円を増額するものでございます。これは歳入予算と歳出予算の総額を合わせるものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君）　「第５５号議案、令和７年度南関町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第１号）についてご説明申し上げます。１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７１万2,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億9,４１７万5,０００円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。４款繰越金は１項繰越金に７１万2,０００円を追加し、７１万3,０００円とするものでございます。歳入合計は補正前の１億9,３４６万3,０００円に補正額７１万2,０００円を追加し、１億9,４１７万5,０００円とするものでございます。３ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。２款後期高齢者医療広域連合納付金は、１項後期高齢者医療広域連合納付金に４７万2,０００円を追加し、１億9,３１３万2,０００円とするものでございます。４款予備費は１項予備費に２４万円を追加し、２４万5,０００円とするものでございます。歳出合計は補正前の１億9,３４６万3,０００円に、補正額７１万2,０００円を追加し、１億9,４１７万5,０００円とするものでございます。４ページと５ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

６ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。４款１項１目繰越金に７１万2,０００円を追加するもので、確定による前年度からの繰越金でございます。７ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。２款後期高齢者医療広域連合納付金は、１項後期高齢者医療広域連合納付金に被保険者保険料負担金として４７万2,０００円を追加するものでございます。４款１項１目予備費に２４万円を追加し、歳入歳出予算の総額を調製するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　「第５６号議案、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」提案理由及び変更する協定の内容についてご説明いたします。有明圏域の４市２町、大牟田市、みやま市、柳川市、荒尾市、長洲町、南関町で策定しております第三次有明圏域定住自立圏共生ビジョン、令和３年度から令和７年度が満了し、第４次共生ビジョン、令和８年度から令和１２年度を策定することに伴い、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を大牟田市と締結するもので、提案理由としましては、協定の一部を変更する協定の締結について、地方自治法第９６条第２項及び議会の議決に付すべき事件に関する条例第２条第１号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。平成２５年３月２８日付けで、大牟田市、甲と、南関町、乙との間に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結するもので、別表第１及び別表第２を次のとおり改めるものです。まず、別表第１、生活機能の強化に係る生活政策分野、３産業振興の表、取組事項の雇用促進の項の公の役割及び乙の役割の欄中、「情報交換」を「情報発信」などに改め、４その他の表取組事項の欄中、「環境保全活動」の次に「及びワンヘルス」を加え、取組内容、ＣＯ２の削減から以降の文言を福岡県等から以降の文言に改め、公の役割、乙の役割に、再生可能エネルギーから以降の文言をワンヘルスの理解増進に資するに改め、新たな取組事項として、空き家対策の推進を新設し、取組内容は別表に記載のとおりでございます。

次に別表第２、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野。３、圏域内外の上、住民との交流及び移住の促進に新たな取組事項として、結婚サポートの連携強化、移住定住の促進を新設し、取組内容につきましては、別表に記載のとおりでございます。４、その他の取組事項の安心安全情報システムの運用については、連携項目から削除されるものの、引き続き自治体間での連携により取組を推進していくこととするものでございます。新たな取組事項としまして、流域治水の推進を新設し取組内容については、別表に記載のとおりでございます。

また、取組事項の業務効率化の推進の取組内容の欄中、「ＩＣＴ」を「デジタル技術」に改め、公の役割及び乙の役割についても同じく「ＩＣＴ」を「デジタル技術」等の文言に変更するものでございます。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　「第５７号議案、公の施設の他の団体の利用に関する協定について」提案理由及び議案のご説明を申し上げます。熊本市と南関町におきます連携中枢都市圏の形成に関わります連携協定が締結されており、それに合わせて、図書館及び公民館図書室等におきまして、相互の住民への図書資料を貸し出すための協定を締結するものでございます。提案理由といたしまして、公の施設の他の団体の利用につきましては、地方自治法昭和２２年法律第６７号、第２４４条の３第３項の規定に基づき、議会の議決を得なければならないと規定されており、ご承認をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。こちら協定書になります。協定の趣旨、対象となる公の施設の利用関係経費の負担等について定めております。次の４ページの参考資料をお願いいたします。１番上の表でございますけれども、現在、圏域市町村数は、熊本市を除きますと２３市町村でございます。うち１８市町村と図書館利用の協定が結ばれておりますので、今回の南関町が１９番目となる予定でございます。議案につきましてご承認頂きましたら、相互の町民への周知期間を設けました後、令和７年１１月１日から相互利用を開始する予定としております。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　説明の途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩をとります。

――――――――○――――――――

休憩　午後０時００分

再開　午後１時００分

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２４、一般質問を行います。発言の通告があっていますので、順次発言を許します。

１１番議員の質問を許します。１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　昼から１番ですけども、11番議員の立山です。一般質問を始めたいと思います。

まず最初に質問事項ですけども、「来年の町長選挙について」。質問の要旨、任期満了を町長、議員とも迎えますが、町長の４度目の出馬の意向をお尋ねします。

２番目ですけども「国民保険税のしくみについて」です。住民の方、私の知り合いなんです

けども、国民保険税の仕組みはどのようになっているかと聞かれたことがありました。前年の収入から算出することで、一世帯あたりとか一人一人の金額が違うことなど、あと医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分などで算出されるそうですと答え、あと、軽減とか減免などがあるみたいです、と言ったんですね。あとはちょっと詳しく説明ができませんでした。そこでまたこれ調べたんですけども、南関町国民保険条例を調べてみると、昭和３６年３月１８日条例第９号でありましたが、条例の本文が約２ページ半、それと附則がまた同じく２ページ半ありました。やっぱり毎年のように変更になっているんだなというふうに感じたところでした。そういうようなことで今回、もう少し詳しく知るために質問しようと思ってましたので、よろしくお願いします。

質問事項として、国民保険税のしくみについて。質問の要旨として、１　算定方法について、２　軽減・減免についてお尋ねします。あとは自席での質問しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君）　１１番立山比呂志議員の「来年の町長選挙について」「任期満了を町長、議員ともに迎えるが、町長の４期目の出馬の意向を尋ねる。」の質問にお答えいたします。

私自身は、これまでは３期１２年を一つの区切りとしての考え方を持っておりました。平成２６年４月の町長就任後には、町立保育園の完全民営化、老人ホーム延寿荘の民営化を行うとともに、南関町の将来を描くことになる「南関版コンパクトシティ構想」の基に、閉校した南関高校を活用した新庁舎建設、旧うから館を活用した多世代型の交流拠点施設〈ukara〉の改修により、公共施設の在り方、まちづくり等については、かなり進めることができたのではないかと思っております。

また、企業誘致関連では、荏原製作所熊本事業所の第２期・第３期の増設、冨士ダイス熊本製造所の新社屋や冶金棟の増設をはじめ、複数のメガソーラー発電所の建設など大規模な投資により、町税収入額も大きく伸びてきているところであります。

このほかにも、防災行政無線のデジタル化により、町民の皆様方の安全安心な暮らしにも役立っているのではないかと思っております。

このように、一定のまちづくりを進めてくることはできたと思っておりますが、一方では、全国的な人口減少や少子高齢化の中で、南関町でも人口減少・出生数の減など、厳しさが増しているような状況にあります。国においては、「地方創生 2.0」を推進されており、「当面は、人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めたうえで、人口規模が減少しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく」との基本的な姿勢が強調されており、南関町においても、人口が減少しても稼げる、そして、町民の皆様の幸福度が高まる町として、若者や女性にも選ばれるまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。このような中、現在進行中の事業も含め、どうしても前に進めていかなければならない事業が残っております。

まず、一つ目に、児童・生徒数の減少からも南関町立学校のあり方の方向を示し、南関町に合った学校づくりを進めること。二つ目に、旧役場・公民館跡地を活用した地域優良賃貸住宅の建設による若者・子育て世代の定住を図ること。三つ目に、少子高齢化対策、定住対策となる「第４期住んでよかったプロジェクト推進事業」を強化すること。四つ目に、基幹産業でも

ある農業・農地を守るための圃場整備を推進し、新規農業参入者の増と組織強化を図ること。五つ目に、農村広場を総合運動公園として町民の皆様の新たな拠り所としての整備を図ること。六つ目に、ふるさと納税額の増を目指し、多くの皆様の暮らしに還元し、更なる町の活性化に役立てること。七つ目に、町税収入額を現在の１４億円から２０億円を目指すための企業誘致、産業の振興を推進すること。以上のようなことが全てではありませんが、次の４年間で成し遂げなければならない内容であると考えております。私の力ではできないことがたくさんございますので、町職員、町議会、町民の皆様方のご理解とご協力の中で、町民総参加でのまちづくりに尽力させていただくために、４期目の町長選挙に出馬したいと考えております。

次に「国民健康保険税のしくみについて」の質問にお答えいたします。まず、１「算定方法について尋ねる。」にお答えします。厚生労働省が定めております国民健康保険制度があり、毎日の生活の中でいつ起こるか分からない病気やケガの時に安心して医療が受けられるように加入者の皆様で支え合う大切な制度であります。その主な財源として、加入者の皆様が納める国民健康保険税と国などの補助金や負担金等によって賄われており、各法令等の規定に基づき、各市町村で条例及び規則で定められ、南関町では昭和 36 年に条例を制定しております。それでは概略ではありますが、国民健康保険税については、子どもから大人まで加入者が幅広くなっており、主たる生計維持者である世帯主が納税義務者となります。納付される税額の算出方法は、区分として加入者全員に課税される医療費給付費分と後期高齢者医療制度を支える後期高齢者支援金分があり、40 歳から 64 歳までの方は、介護保険制度を支えるため介護納付金分があります。この区分の中に３つの項目があり、１つ目が所得割額、２つ目が均等割額、３つ目が平等割額で、所得割額については、世帯内の加入者一人ずつの前年中の所得から基礎控除を除いた額に医療費給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に各々の税率をかけます。均等割額については、世帯内の加入者数に応じて医療費給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に各々の金額をかけます。平等割額については、１世帯につき、医療費給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に各々の金額をかけ、この３つの項目で世帯全員分を算出し、年間の納付額が決まります。

最後に、２「 軽減・減免等について尋ねる。」にお答えします。１つ目は、低所得世帯への軽減措置で、軽減割合としては、７割・５割・２割軽減があり、加入世帯全員の前年中の所得合計が一定基準以下の場合は均等割額と平等割額が軽減されます。２つ目は、特定同一世帯及び特定継続世帯への軽減措置で、加入世帯が２人の場合、１人が 75 歳を迎えられ後期高齢者医療制度の被保険者となり、世帯内の国民健康保険加入者が１人になった場合は、５年間の平等割額が２分の１に減額され、その後も現状の世帯構成が継続されれば、３年間の平等割額が４分の３に減額されます。３つ目は、未就学児への軽減措置で、子育て世帯の負担軽減のため小学校入学前の子どもに係る均等割額が２分の１に減額されます。４つ目は、産前産後期間相当分の減額措置で、出産される方のその年度に納める所得割額と均等割額から出産月の１ヶ月前から出産月の２ヶ月後の相当分の計４ヶ月分が減額されます。また、双子など出産されますと、出産月、又は予定月の３ヶ月前から出産月、又は予定月の２ヶ月後の相当分の計６ヶ月分が減額されることになります。５つ目は、非自発的失業者への軽減措置で、65 歳未満の方で勤務先の倒産・解雇・雇止めなどにより離職された方は、ハローワークで手続きをされ、雇用保険受給資格者証の離職理由により、本人の前年中の給与所得を 100 分の 30 として計算し減額され

ます。

最後に減免については、災害等により必要があると認められる方については、損害や損失等の程度により減免基準によって軽減又は免除されます。

以上お答えしまして、この後のご質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　先ほどの答弁で、町長４期目出られるということでよろしいですね。はい。それでは、町長として４期目もし迎えられるならばですね、この３期目を振り返りつつ、新たな４年間としていただき、町民の皆様が、この南関町で住んでよかったと言っていただけるよう、まちづくりにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは２番目の国民健康保険税についてを再質問したいと思います。国民健康保険を調べてみると、日本在住全住民を対象とする公的医療保険制度と書いてありました。日本の国民健康保険法等を根拠とする法定強制保険の一つ、他の公的医療保険制度に加入しない場合、適用されるということになっていて、運営者は市町村の国保、もしくは他団体、国民健康保険組合になってました。国民健康保険組合とは、国民健康保険の一種同士の事業者で組織されている健康保険組合の団体だそうです。医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、税理士、美容師、建設業界、職員業界などがその団体だそうです。そこで、国民健康保険と引いたところ、国民保険料と国民健康保険税、二つが出てきました。このほか、国民健康保険料と国民健康保険税の違いは何でありましょうか。よろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君）　はい。基本的には同じです。受けられる医療も同じです。異なる点としましては、徴収権が、国民健康保険料が２年、国民健康保険税が５年となっております。ほかに加入届出が遅れると、遡って遡及課税される上限年数が、国民健康保険料が最大２年、国民健康保険税が最大３年となっております。熊本県内では、熊本市のみが国民健康保険料で、他の市町村は国民健康保険税となっております。ちなみに南関町は国民健康保険税でございます。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　はい。続きまして国民健康保険税ですよね。南関町ですね、それに均等割とか平等割、所得割、資産割とかあったと思うのですが、今でも資産割というのはあるのでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君）　はい。令和５年度まで入っておりました。それ以降は入っておりません。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　はい。現在収入がなかったり、無職の方でも、健康国民健康保険に入れますでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君）　はい。入れます。社会保険に入っていない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　会社を辞めて退職したのですが、任意継続被保険者と、国民健康保険どちらに入ったらよろしいでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君）　はい。まず、任意継続保険は、退職の翌日から２０日以内に手続しなければならないことや、加入期間が最長で２年間可能なことです。国民健康保険税は、退職日の翌日から１４日以内に手続しなしなければならないことや、加入期間は７４歳まで可能なことです。次に、任意継続保険では、退職時の標準報酬月額が、保険料の計算基準となり、在職中は会社が保険料を半分負担していましたが、任意継続保険では全額自己負担となります。また、退職前と同じ扶養家族も継続して加入できます。国民健康保険税では、前年中の所得や世帯人数がベースとなり、所得が多いほど、また、世帯の加入者が多いほど、保険税は高くなる傾向にあります。結果として申し上げますと、どちらとも計算の算出方法が異なりますので、退職されるときに、任意継続保険と国民健康保険両方に計算していただいて、納得されてから、加入されたほうが望ましいと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　はい、ありがとうございます。続きまして、定年退職後何も考えずに、国民健康保険に加入しました、と仮定します。収入は減少しているのに、国民健康保険税は減少していないのはなぜでしょうか。どうしてでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君）　はい。仮にですが、定年退職日を３月３１日とした場合、４月から国民健康保険に加入され、７月に国民健康保険税の納税通知書が届きます。前年中の所得、１月から１２月まで、いわゆる会社にフルに勤めていたときの高い所得であったため、国民健康保険税は減少しなかったと思われます。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　はい、ありがとうございます。それでは次に、概略でいいですので、国民健康保険税の算出をお願いします。

○議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君）　まず区分として、医療費給付費分からですが、一つ目の項目、所得割額から、所得から４３万円控除した金額に８.２５％を掛けます。二つ目の項目、均等割額は、１人当たり３万円を加えます。三つ目の項目、平等割額は、１世帯当たり２万５,４００円を加えます。最高限度額は６６万円です。次の区分は、後期高齢者支援金分ですが、所得割額に３.２０％を掛けて、均等割額は１人当たり９,２００円を加え、平等割額は１世帯当たり８,１００円を加えます。最高限度額は２６万円です。次の区分は、介護納付金分ですが、所得割額に２.４０％を掛け、均等割額は１人当たり１万３,５００円を加え、平等割額はありません。最高限度額は１７万円です。この全てを算出し、合計した金額が国民健康保険税の年税額となります。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　もう一つ、課長いいですか。この最高限度額の金額幾らになりますかね。

○議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君）　はい。医療給付費分は、最高限度額は６６万円、後期高齢者支援金分は２６万円、介護納付金分は１７万円でございます。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　はい、ありがとうございます。それでは、国民健康保険税ですね、軽減あると聞いておりますが、どのような種類がありますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君）　冒頭で町長答弁にもありましたが、まず一つ目は、７割、５割、２割の軽減措置です。二つ目は、特定同一世帯及び特定継続世帯への軽減措置です。三つ目は、未就学児への軽減措置です。四つ目は、産前産後期間相当分の軽減措置です。五つ目は、非自発的失業者への軽減措置です。内容は、町長答弁にありましたとおりでございます。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　すいません。課長もう一つ後から出てくるのかな。未就学児、軽減措置があるとは思ったんで、後からまた出てくるんですかね。はい。軽減のところでまた聞きたいと思います。

　では次に、国民健康保険税ですけども、各世帯で先ほど私が言いましたように、多分、計算方法で１世帯当たり金額が違うと思いますけども、一つ参考になるなら、簡単なパターンがあれば例を挙げて教えていただきたいと思います。

○議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君）　はい。簡単な例としまして、ちょっと作成してみました。

世帯主が６７歳、妻が６３歳のご夫婦として、２人世帯とします。収入は、世帯主が公的年金収入が２５０万円、妻は公的年金収入が６５万円とします。まず、所得金額からの算出になりますが、世帯主年金収入、２５０万円から所得控除１１０万円を引きます。所得として１４０万円。妻、年金収入６５万円から所得控除６０万円を引きます。所得として５万円。ここで、６５歳以上の方は公的年金所得から更に１５万円控除されます。世帯主１４０万円引く１５万円プラス妻５万円イコールとしまして、夫婦合計所得としては１３０万円になります。次に軽減判定になります。このご家族では計算上、７割軽減は５３万円以下、５割軽減は１１４万円以下、２割軽減は１６５万円以下となり２割軽減にこのご夫婦は該当します。

　次に、税額の計算になります。世帯主、先ほどの１４０万円から基礎控除、４３万円を引きまして、課税所得として９７万円。妻、所得５万円から基礎控除４３万円を引いて課税所得として０円になります。まず区分としまして、医療費給付費分の計算は、項目、所得割額、９７万円掛ける８.２５％を掛けます。８０，０２５円になります。均等割額、２人分になります。１人が３万円ですので、６万円引く２割軽減相当分の１万２,０００円を引きます。イコール４万８,０００円となります。平等割額は、２万５,４００円から２割軽減の５,０８０円を引きます。イコール２万３２０円。小計として、医療費給付費分の計算としては１４万８,３４５円。ここで１００円未満を切捨てます。１４万８,３００円となります。

　次に、区分２としまして、後期高齢者支援金分の計算は、項目、所得割額、９７万円掛ける３.２０％を掛けますと、３万１,０４０円。均等割額は２人分、１万８,４００円から２割軽減相

当分の３,６８０円を引きます。イコール１万４,７２０円。平等割額は、８,１００円引く２割軽減の１,６２０円引きます。イコール６,４８０円。小計としまして、５万２,２４０円。ここで１００円未満を切捨てます。５万２,２００円となります。

最後の区分３としまして、介護納付金分の計算は、４０歳から６４歳までが対象となりますので、奥様の分だけになります。項目、所得割額は、妻の課税所得は０円掛ける２.４％ですので０円。均等割額は、１万３,５００円から２割相当の２,７００円を引きます。イコール１万８００円。小計としまして１万８００円。先ほどの医療給付費分の１４万８,３００円と、後期高齢者支援金分の５万２,２００円。介護納付金分の１万８００円。これを全て合計しますと、２１万１,３００円。この金額が年税額となります。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　はい。やっぱり１人１人違うわけですよね。だから説明もあんまりできなかったわけですよね。すいません。でも今回いろいろ聞きましたので多分、詳しくはできないかもしれませんけど、ある程度は説明できるかなとは思います。また帰って勉強したいと思います。

では最後に、先ほどちょっと減免のことを言いましたけど、国民保険税の減免のほうだけを聞かせてください。お願いします。

○議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

○税務住民課長（福山光明君）　はい。町長答弁にもありましたように、災害等により、必要があると認められる方については、損害や損失等の程度により、減免基準によって、軽減または免除があります。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１１番議員。

○１１番議員（立山比呂志君）　はい、ありがとうございました。これ大体私も説明できるかなと思って、また帰って勉強したいと思います。ありがとうございました。

これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（立山秀喜君）　以上で、１１番議員の一般質問は終了します。

続いて８番議員の質問を許します。８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　こんにちは、８番議員の井下です。今回は、地方自治体とマーケティングについて、それからランドセルの現状について、この二つの質問を行いたいと思います。

まず、地方自治体とマーケティングについてです。昨今、人口減少の中、どこの自治体もその存続をかけ、様々な施策事業を考え、地域づくりに邁進されていると思います。それはこの南関町においても決してよそ事ではなく、同様に励んでおられるものだと思っております。そのような中で現在では、地方自治体の今後に向け、行政の中にマーケティングを取り入れている自治体が増えてきております。本来マーケティングの定義は、企業及び各組織がグローバルな視野に立ち、リサーチやプロモーション、流通等に関わる諸活動を指すものであり、つまり標的市場を選択し、すぐれた価値の創造伝達提供を通じて、顧客の獲得維持、更には育成する技術であり、そういう観点からこれまでは主に商業用として使われてきました。そして現在でも企業活動におけるマーケティングの重要性については、議論の余地はないほど浸透してきております。しかしながら、近年そのマーケティング自体が単なる市場調査というだけのものではなく、大きく言えば、企業が自社の商品やサービスをターゲット市場に伝えるための戦略で

あることから、つまり企業を行政に置き換え、ターゲット市場を例えば南関町に、そして顧客を町民の方々に置き換えて考えてみれば、自治体においても遜色なく通用し、その必要性は十分理解できるものと思います。古くは戦国のようにしても、そして現在のスポーツにしてもまず相手を知るところから始まり、戦い方を組立てていきます。これも一つのマーケティング活動だと思っております。各自治体においても今の環境を通じて今後住民のための方々の望みがどこにあるのかをきちんと把握した上で、これからは臨んでいかなければならないことだと思っております。なぜなら行政の考えだけでは、住民の方たちと思いとは全く違う方向を見てしまいかねない場合もあると思われるからです。そこでまず大きい一つ目として、地方自治体のマーケティングについて尋ねます。

一つ目の質問ですが、マーケティングに対する認識とそのとらえ方について尋ねます。二つ目に、現在町の施策事業を展開するに当たり、マーケティング活動を取り入れているものはありますか、尋ねます。最後に今後のまちづくりに対し、このマーケティングの必要性をどう考えておられるか、尋ねます。

次の二つ目の質問としてランドセルの現状について尋ねます。まず一つ目の質問ですが、最近のランドセルはその性能については本当によくなってきておりますが、それに合わせて価格も半端なく高くなってきております。この現状について、町に対して要望など上がってないかを尋ねます。二つ目にランドセルの現状において検討する余地は今後あると思いますか。そのことに対する町の考えを問います。詳しく理解していただくために繰り返しの発言も今回あるかと思いますけれども、どうかご容赦いただきたいと思っております。

あとは自席にて続けさせていただきますが、今回は質問のため準備した資料も多くなっていますので、できるだけ簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（立山秀喜君）　８番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君）　８番井下忠俊議員の「地方自治体とマーケティングについて」の質問にお答えいたします。まず、1「マーケティングに対する認識と捉え方について尋ねる。」にお答えします。自治体におけるマーケティングの目的は、１、住民満足度の向上があり、政策やサービスを住民ニーズに合わせて企画すること。２、地域ブランドの確立があり、観光・移住・ふるさと納税などで「選ばれる自治体」になること。３、財源確保として、寄付や交流人口増加による経済効果に繋げること。４、持続可能な地域経営があり、人口流出抑制と地域活性化に繋げることなどと考えております。

町の最上位計画である南関町総合振興計画では、町の将来像を「新しい空間と暮らしの中で、あらゆる挑戦を支える町なんかん」と掲げ、基本理念を「住民と行政による協働のまちづくり」とし、住民すべてが「自分たちのまちは、自分たちの手で」という自治意識を持ち、住民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し協力し支えあうことが必要であるとしており、進捗管理及び計画内容を審議いただくため振興計画審議会を設置し、住民の代表である委員各位のご意見を計画に反映させるなど審議を重ねております。

また、まちづくり課関係では南関版コンパクトシティ構想策定に当たって、「住民アンケート・企業従事者アンケート・中学生へのアンケート」を実施したほか、住民ワークショップにおいては「若者編・校区別編・モデル地区編」によるまちづくりに向けた課題やご提案をいただくなど、広く町民の皆さんを始め、本町で就業している方々の貴重なご意見を本構想に反映した内容としてお

ります。その他にも町には各課において多くの計画がありますが、計画策定に当たってはアンケートの実施や住民の皆さんの貴重ご意見を反映した計画策定に努めているところであります。

次に、２「町の施策・事業においてのマーケティング取り入れについて尋ねる。」にお答えします。先に述べましたように、あらゆる施策・事業を企画立案する場合、ニーズ調査（マーケティング）は欠かせないものであると認識しております。次世代へ向けた町の戦略設計として、ニーズを基にした仕掛けがあっても、その事業が「将来的に持続できるまちづくり」に効果が得られるのか、あらゆるデータを分析しなければならないと考えておりますし、事業を実施した場合は、いろんな角度から効果検証を行ううえでも、参考になり得るものと捉えています。これからも、必要に応じてニーズ調査（マーケティング）を行い、事業の計画や見直し等に反映していきたいと考えております。

次に、３「今後の町づくりに対し、マーケティングの必要性を問う。」にお答えします。マーケティングにつきましては、町の更なる発展のためには必要不可欠であると認識しており、これからのデジタル社会において、あらゆるツールを活用しマーケティングに努め、日々新しい　情報を取り入れながらより良いまちづくりに努めていきたいと考えております。

以上お答えしまして、この後のご質問につきましては、自席からお答えし、次の「ランドセルの現状について」の質問については、教育長から答えいたします。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○教育長（永杉尚久君）　８番井下忠俊議員の「ランドセルの現状について」「１　現在のランドセルにおいては、性能の向上はもちろんだが、併せてその価格も向上している。町に対し、要望など上がっていないか尋ねる。」のご質問にお答えします。

現在のランドセルの性能につきましては、機能性と安全性が大幅に向上していることは承知しているところです。軽量化された素材や、背負いやすさを考慮した設計、防犯機能の強化などが特徴です。また、デザインやカラーバリエーションも豊富になり、子どもの個性を尊重できるようになっています。

また、百貨店の夏の目玉商品の一つに挙げられるほど注目度の高い商品となっています。テレビなどでも各社が競ってＣＭを流し、消費者の購買意欲を高めていることは承知しています。また、色やデザインの種類はもとより、値段も１、２万円台から１０万円以上する商品まで品ぞろえは豊富です。確かに議員がおっしゃるように、物価高騰が進む中でランドセルの購入は大きな出費であることは否定できないところです。ランドセルの無償提供や購入補助につきましては、今のところ、教育委員会には、保護者や学校からのお問合せは上がっておりません。

次に「検討する余地はあると思うが、町の考えを問う」のご質問にお答えいたします。本町では、関所っ子応援金として南関町で子育てをする世代を応援するため、子育てに係る経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる。環境を整備することを目的に、出生時、そして小学校入学時、中学校入学時、更には高校入学時に、それぞれ対象者に御案内し、申請受け付け後、支給をするような制度を設けております。また、児童生徒が小学校中学校に進学する上で、経済的な理由により学用品等を準備することが困難なご家庭に対しましては、学用品の購入に必要な費用、校外活動費や修学旅行費などの一部を援助する就学援助制度を設けております。この制度を希望される方は、年度ごとに申請を頂いており、教育委員会において審査を行い、決定し、支給を行っているところです。そのため無償提供ではなく、教育

の質を向上させることを目的とした支援員等の人的配置の継続や、学習環境の整備や支援等に努めてまいりたいと考えております。なお、人的配置では、特別支援教育や複式学級支援等の補助員を会計年度任用職員で雇用しております。

また、今後、中学校のトイレの洋式化やタブレットの更新による共同購入などの大規模な学習環境の整備もあります。このように、保護者の一時的な経済的支援ではなく、教育、義務教育を終えるまでの施策を考えております。

ランドセルの無償提供につきましては、もちろん保護者の負担が軽減されるという直接的な効果があると思いますし、またランドセル選びをしなくて助かるといった家庭もあるかもしれません。しかし、一方で子供自身が自分の好みに合ったランドセルを楽しみにしていることや、保護者や祖父母がプレゼントする喜びもあろうかと思います。また、そのことで６年間ランドセルを大切に使うことにもつながっていると考えられます。

以上のことから、現時点ではランドセルの無償提供や購入補助については考えておりませんけれども、今後必要性、効果などを検討の上、財政面も含め、総合的に検討、判断をしてまいりたいと思っております。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席でお答えいたします。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えします。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　答弁ありがとうございました。大体今のような形の町長の答弁でマーケティングに関する認識は、大体もうその方向性で間違いないと思いますけれども、かみ砕いて入っていきます。そもそもマーケティングとはこういう言葉の通り、マーケットプラスｉｎｇ、市場づくりということからこの言葉が生まれております。幾つか定義がありますけれども、主にその活動が意味するところは市場調査、商品開発、広告宣伝、販売促進、営業販売、このように多岐にわたっており、これらの一連の活動をマーケティング活動として、今までは言われてきました。しかし、今こそ行政が取り入れなければならないことだと思っております。今回は既存のマーケティングと、地方自治体におけるマーケティングということで尋ねていますけれども、まず双方のマーケティング活動に対する共通点はどういうところにあると思われますか。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　ご質問ありがとうございます。共通点と考えられますのは、住民や地域社会にとって価値ある政策やサービスを選ばれる形、届けるための仕組みづくりだと考えております。近年は、人口減少や財源縮小を背景に、自治体も魅力発信等、顧客住民や来訪者の方たちの発想が不可欠になっていると考えておりますので、やはりそういった相手方と申しますか、企業ですとか、そういった方々のニーズが１番中心になってくるのではないかと考えております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　おっしゃるとおりだと思いますけれども、この双方のマーケティングですね。どちらも顧客にしろ、住民にしろ、対象者が必ずそこにおられるということです。この対象者の方のニーズに応えてその結果、自然とそこに、この場で言えば住民の方が引きつけられるような仕組みにつながっていかなければ、これはもうマーケティングと言えるもので

はありません。マーケティングの本来の目的はそこにあります。本当にこれ拡大解釈すれば、もうここで今まで行っている顧客というのはもう住民の方です。様々な市場調査を行った後、町民の方たちが引きつけられていかなければならない。この仕組みをつくることにそもそもの意義があります。こういうことを考えれば、必ずこれはもう必要なものになってくると思いますけれども、そういうところから質問に入りたいと思います。行政の施策並びに事業展開において、現在ではマーケティングというものは、その必要性から切り離せないものと考えておりますが、その上でこれらのマーケティングについて言えば、常に反復的に行われるものでなければいけないと。これはどうしてだと思われますか。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　よりよいまちづくりにするために、というご質問でよろしいでしょうか。

○８番議員（井下忠俊君）　いや、マーケティングの継続性、必要性。

○まちづくり課長（田代由紀君）　やはりよりよい行政というか、まちづくりにしていくためには、住民の方のニーズとかをやっぱり集約していく必要がありますので、アンケートですとか、そういった声を聞く機会を多くして、それを町として集約して、事業に展開していく必要があると考えております。いいでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。課長がおっしゃりたいことはよく分かりますけど、以前本来継続性が必要なのは、絶えず住民の方たちのニーズは、時代やその背景、これに合わせて必ず変化していきます。だから、常にそのマーケティングの調査にしろ、行動にしろ、活動にしろ変化していかなければいけないということです。でないと、もう行政の活動は立ち止まっちゃいけない。そういうことの裏返しになると思います。これでよろしいですね。

　それとまたちょっと角度を変えますけれども、まれに聞きますけれども、商業的な言葉で、データ取り分という言葉がありますけれども、これは言葉自体にそう大した意味はないんですけども、これは勘とか経験ではなく、データによって消費者を理解して、そのデータに基づいて消費者へのアプローチを行うこと。これだけ住民の思いを理解して、そこにリサーチしながら、そこに寄り添った政策をやっていく、これを地方自治体のマーケティングとして捉えていけば、このように解釈できます。こういった言葉とか意味はちょっと聞かれたことありますかね。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　データ取りということでしょうか。

○８番議員（井下忠俊君）　いや、言葉自体じゃなくて、こういった内容、意味合い的なことです。

○まちづくり課長（田代由紀君）　直接的にはそういった、内容は何て言いますか、今回ご質問にあったことで、私なりにちょっと勉強させていただいたところです。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。もしこれを余りこう、多分データ取り分に関しては聞かれたこともないと思うんですけれども、この内容に関しては、地方自治体において１番基本的なことだと思っておりますので、ここはちょっと大事に胸に秘めとってください。これが本当にマ

ーケティングの基本に当たるところだと思います。本来マーケティングとは、まず、誰にどのような価値をどのようにして提供するか。これを考えるリサーチがスタートです。そのあと、売れる仕組みをつくること、利用してもらえる事業をつくることにつながっていきます。これは単なる商業用語で言えば販売とは違います。販売は、売ったら終わりですけれども、これを売った後、次につなげていかなければならない。これはもう地方自治体においても行政にしても同じです。一つの政策が終わったから、終わってよかったねじゃなくて、この事業が成功してよかったじゃなくて、これ次につながっていくように持っていかなければならないところに、ただの販売とは違っているところがあります。これが本来のマーケティング、これも基礎になります。そこでリサーチをする対象となる住民を決めていきますけども、これは大変重要なことになっていきます。そこで、なぜ対象者を決めてリサーチを図っていかなければならないか、これはどんなふうに思われますか。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　やはり事業を行うにはターゲットというか、そちらを絞って、事業を展開していくということになりますと、やはりそういった対象者を絞って、そういったところでニーズの調査、必要性を考えていく必要があると思いますので、そのような意味合いだと認識しております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　そうですね、地域世代、更には男女別、こういったところから、住民の方たちのニーズに関してもそれぞれ違ってくると思います。これは専門用語で言えばセグメンテーションと呼ばれるものですね。地域、年齢、趣味などに住民を細分化するものです。逆に、行政の立場からすればこれまでは、全ての住民の方たちに対する平等な扱いでなければならないという観点があったと思いますので、これまではマーケティングという言葉は、実際からはちょっと程遠い縁遠いものになってきておりました。そういったいきさつがあると思います。けど、その後、細分化、ターゲットを絞るターゲティングにより、住民のニーズを決定していくことになってその結果、施策の時点においてはターゲットが絞られていても、段階を追って次の、ほかの年代、ほかのターゲットに還元できることが最近分かってきております。これが成功してるのは多分千葉県流山市だと思っております。多くはこれ触れませんけれども、流山市では、待機児童問題から始まって、そっから移住者問題につながり、更には高齢者福祉までとその施策事業は、常に拡大しております。決して単発的な施策や事業ではなく、一連の大きな流れの中で進められてきております。これ詳しく調べてもらったら、現在も多分続いてるんじゃないかと思いますし、ここに大きく携わってる人が、外国から呼び戻されたマーケティングの専門家がここに、携わってきております。

話を元に戻しますけれども、リサーチする対象者の細分化によって大事になるのがまず一つ目は、住民の方たちのニーズを南関町の課題として切実に感じ切れるかどうかです。二つ目に南関町の強みを生かせること。最後に競合他社、つまり、近隣の市町村と比べて、はっきりとした優位性をそこに持つこと。この３点がこれから細分化することによってここは強調されてくると思います。一つの行政区において考えてみれば、常に他の市町村の存在があり、その中で同じ事業の提供であるならば、住民の方たちの支持は利用料金の安いほうや、条件のいいほうへこれ必ず向かっていきます。自治体が違えば利用できない事業も多いんですけれども同じ

ような内容ならば、どうしても比較されていきます。だからこそ、そこの町村、また政策に感じて言えば、差別化を図って、その価値の違いを町として住民の人たちに、今後は訴えていかなければなりません。その上で、その施策や事業の向上や住民の方たちとの今後接点が、更に設定を深めていくことも大事になってきています。こういったことも含めて自治体におけるマーケティングについては、今までの流れの中でどんなふうに感じられますか。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。まちづくりの全体的な考えで申しますと、やはり、住民の方のニーズ、これがやはり事業を行うには１番必要な材料だと思いますので、そこをまず、アンケート等などそういうのを取って、どういった施策に持っていくかっていうのを考えるところから始まって、事業を行うにはそういった声をもとに、企画を行いまして、そういったところで、南関町のよさ、ほかの市町村にはないよさっていうのをアピールするためにも、情報発信ですとか活用して、広告あたりですね、周知活動あたりを、今行っています住民提案型の事業ですとかマルシェの補助事業ですとか、よそから関係人口あたりを呼び起こしまして、南関町っていうのをまず知ってもらうっていうところも大事だと思っております。そういったところで、魅力ある町をアピールして、そういった事業につなげていくといったところのが必要になってくるのではないかと思います。

○議長（立山秀喜君）　一般質問の途中ですが、１０分間休憩します。

――――――――○――――――――

休憩　午後２時００分

再開　午後２時１０分

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、質問のほうをお願いいたします。８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　これからもこの人口減少、南関町も人口減少の中にありますけれども、住民の方たちには、サービスを提供していかなければなりません。このサービス自体が住民の方に受入れられなければ企業にとって顧客が離れていくのと同じように、自治体に置き換えれば、行政に対する絶望感そして住民の方たちの町外流出につながりかねません。そのためには住民の方たちが満足する施策や事業をつくり、そこには幾らかの費用がかかり、利用料金がどれくらい発生するのか。またこのサービスをどのような形で提供していくのか、またどのようなメッセージで広報していくのかなど、いろんなことを考えていかなければなりません。これらの一連が、マーケティングのプロセスあるいはマーケティング活動になります。ここに参考として書いておりますけど、マーケティングはどういうものかという、よくこれパソコン開いてみたらすぐ載っていると思うんですけど。電動ドリルという言葉で検索できると思います。分かりやすく言えば、電動化器具のメーカーがそこにあります。そしてそこで新しく商品を開発するに当たって、顧客がどういうものを望んでいるのか、そのニーズについてリサーチをします。その結果電動ドリルに対する要望が多かったとして、早速その製造販売にかかります。次にどこに重きを置くかが問われてきます。性能はもちろん軽さや価格にまで、次のリサーチに移ります。もちろん他社との比較も大事になってきます。そして名前、ネーミングはどうするか、また販売方法はどうするかと。一つのこの電動ドリルという政策施策事業がそのま

ま地方自治体の内容に関わってくると思います。電動ドリルを町の施策事業、顧客を住民に、他者を近隣の市町村に置き換えていれば、もう全く同じようなことが言えると思いますので、こういうふうに考えれば、マーケティングってどういうものかなと、１番分かりやすくなるんじゃないかと思っております。あとマーケティングの時系列について尋ねようかと思ったんですけども、そこはちょっと端折ります。

簡単に言えばまず企画、サービス事業の企画、そしてその企画に対する市場調査を行います。そのあとその市場調査によって営業戦略を立てていきます。そして営業戦略を立てながらそのプロモーション企画もあわせて立てていきます。これが大体一連の流れとなっておりますけれども、この中で１番大事なのは最初のリサーチになると思いますけれども、このリサーチに対しては、どういう方法をまず考えられますか。あくまで行政からの提案でも構いませんし、あとはそのほかに何か思い当たることがあればお願いします。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。町のリサーチといいますと、同じようなもう回答になってしまうかとは思うんですけれども、まずやっぱり１番に考えられるのはアンケートだと思います。あとはＳＮＳとかでの発信で、同じようなニーズ調査というかそういったものもできるのかなと思います。１番最近でのそういったマーケティングの実績と申しますと、まず例としては１０月８日のグランドオープンのｕｋａｒａについてですけれども、それについてはやはりその検討委員会、町内町外の方を委員として、１年間検討委員会を持ちまして、どういうふうなｕｋａｒａにしていくかを検討をさせていただいて、理想というか、住民の方がどういうふうなｕｋａｒａにしていきたいかっていうのを時間をかけて、計画を練って、そして次の年は、工事着工、そういったところでいろんな改修になりますので、いろんな課題等も途中では出てきましたけれども、それを何とか、議会のご理解も頂きながら、昨年度で工事を完成して、今年度はもうオープンに向けて、よりよいｕｋａｒａになるよう、全庁挙げて、いろんなイベントを企画、町民の方も本当にｕｋａｒａを楽しみにされておりまして、今まだ交流施設のほうしか空いてませんけれども、もう既にいろんな団体とか、住民の方がご利用していただいているということで、それで終わりではないので、これからもいろんなご意見を頂きながら、よりよいｕｋａｒａにしていくっていうところを考えておりますので、そういった例でｕｋａｒａを挙げましたけれども、そのような同じような流れになってくると思います。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　ｕｋａｒａはともかくですね、アンケートという答えが今答弁の中にありましたけれども、後からまたこのアンケートに対してもちょっと付け加えたいと思っておりますけれども、このアンケートの活かし方も、今後またよりよく活用してもらって、どんどんどんどん攻めるアンケートをやってもらいたいと思います。後でまたアンケートの話がちょっと出てくるところがあると思いますので、そこで詳しく話したいと思います。マーケティングという言葉は、結構皆さん耳にすることだと思いますけれども、あくまでそこは行政本意ではなくて、多くの意見を取り入れるように、今後もアンケートをはじめ、進めていってもらいたいと思います。実際マーケティングに関して具体的にこれと言える方もなかなか少ないと思うんですけれども、いろんな見方の中から行政においても、それぞれここを一つの戦略として取り入れている行政も市町村も多いのではないかと思っております。少し話が前後するかも

しれませんけど、これはマーケティングの本質部分になると思いますけれども、自治体におけるマーケティングの概念で、つまりマーケティング活動による行政としての行き着く先はどういうところにあると思われますか。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　行き着く先とおっしゃられたご質問ですけれども、住民の方が、この南関町に住んでいてよかったなって。やはりいろんな計画の中で最終的な行き着くところはそこにあるのかなと思います。やはり今人口減少も全国的な課題ではありますけれども、南関町も同じような状況です。これから先若い方たちが、南関町から、もし一時的に出られたとしても、将来的にはまた、住み慣れたこの南関町がおいしいと思ってもらえるように、帰ってきていただけるように、そういった町づくりをしていく必要があると思っております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　大体おっしゃりたいことはよくは分かっております。分かります。私はこれも結構言われてるんですけど、マーケティング自治体においては行き着く先は自治体が選ばれなければいけない。選ばれることが、このマーケティングでいろんな戦略をした上で、そこにたどり着けなければこれは全く意味を呈さないものと思っております。自分が思う選ばれるまちというのは、移住だけではないです。そこの中には観光地、ふるさと納税先、また気候的な話や歴史、そして文化、いろんなところに選ばれるような要素はどの自治体にもあります。この候補としてたくさんある中で自分の町が、自治体がどのようにして選ばれていくか。これが実行できるあらゆる手段としてそこのマーケティングの必要性が一つあるんじゃないかと思っております。そこで何で選ばれなくてはいけないかということですが、本来人口が増加している時代においては、自治体の税収は右肩上がりであったと思っております。基本的に自治体の財源は税収であり、税収は人口規模と経済規模とに比例して変わって大きくなっていきます。けど現在では、移住希望者という言葉が拡大化してしまい、全体的な人口減少の中で移住者の、取りあえず始まっているような状況に今どの町でもあるんじゃないかと思っております。だからこそその中で、自分の町の特色を生かして、他の自治体の人たちから移住してもらえるような、そういった選ばれる町にならなければ、もう全く意味のないものじゃないかと思っております。

　そこでちょっと角度を変えて部分的に２～３質問していきますけれども、まず白秋生家について、現在白秋の生家の保存についての検討が継続中だと思っておりますが、これまでどのようなリサーチをされてきたのか。これを教えてください。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　ただいまの質問にお答えいたします。まず、ニーズの調査としては、地元住民の方へのアンケート調査を行っております。これに関しては、地元の住民の方がどのように考えているか、活用を求めるかと、意見を徴収する部分で、アンケート調査、また説明会においては、インタビュー調査あたりでニーズ調査を行っているところでございます。次に、児童生徒へのアンケート調査を実施しております。それについては、教育活動の部分で、どう今後、白秋生家を活かしていくかというような視点。それと、子どもたちにどれだけ白秋生家というものが浸透しているかというようなところのニーズの調査を行っているところです。３点目に、町民説明会のほうを開催しております。これについては令和５年８月１０日にうから

館のほうで開催をしておりまして、グループインタビュー、意見聴取、意見交換を行うなど、多様な意見を聴取するというような視点で、諸ニーズ調査を行っているところでございます。以上です。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　今いろんな対象、絞って細分化してアンケートをされたと言っておりますけれども、無差別に多分選ばれた方ですよね。地域住民の方以外は、その中で、ひと握りのアンケートであるならば企業が行うリサーチとしては、これはもうアウトです。なぜなら攻めてない、ただのアンケート、もしくはパブリックコメントに関しては信憑性が大いに欠けてきますので、企業にしてみれば存続を委ねることはそこにはできません。これは行政も全く同じだと思います。だから先ほど言いましたアンケートの返答率、これは配ったアンケート、せめて８０％は帰って来ないと、そこ判断基準にはそぐわないと思います。８０％を一つの基準として、これが３０％４０％だったとしても半分来ても、あとの半分を全く真逆のことを考えてあるかもしれません。そこで、一つの将来性をかけた企業の商品をそこには委ねられません。町も同じです。ですから、攻めるアンケートといいますか、アンケートを配ったら今度は回収も進めてください。何も書いてないアンケートならそれもアンケートの答えとして一つ取り入れれば、８割方は回収できると思いますので、そこからアンケートの集計をしていかれたら、より詳しく分かってくるんじゃないかと思っております。で、もう最初に白秋生家の話が出て結構時間かかっていると思いますけれども、方向性が見えてきたなら、逆にそこに問題点も見えてくると思います。これに関しては各課をまたぐことによって、例えば道路状況、また必要ならば観光ガイド、後は建設、こういったところも連携しながら、速やかに結論に持っていかなければ、もう世代がどんどん変わっていきます。これ目的達成のために何が必要かを図っていきます。これも一つのマーケティング活動として捉えてください。時代は変化しておりますので、立ち止まっていては置いていかれます。よろしくお願いしたいと思います。

　ほかにも、これから大きなテーマとなり得ると思われる小学校の今後について尋ねますが、これらについては８月の全協の場において、少しだけ現状の報告がありましたが、それ以降はまた何か変化とかありますか。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　８月の全協でご報告をさせていただいた後については、変更等はございません。今後視察研修、また検討委員会を開催しますので、その際また意見聴取をするということになろうかと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　変わってなければそれで全然構いませんけれども、内容に関してここでは言いませんが、これだけ現在、特に二小においては児童が減少しております。この中で、今もう待ったなしだと思っております。ただ誤解のないように、あえて言っておきますけれども、決して統合に向けて、これを発言してるわけじゃないです。これも全部全てこれからリサーチに関わってくることだと思っておりますけども、質問の主旨からこれ外れてきますのでそこには触れませんけれども、検討準備のことです。今の段階では現状のままあるいは統合、こういった声が周りから主に聞こえてきますが、リサーチを行ったらその中間、そのほかにも１回全協で言いました義務教育学校、こういったいろんな人があそこは分からなかった、気づ

かなかったというような意見も出てくるかと思います。この学校問題、そしてもちろん白秋生家にしても、一部の意見もしくは偏った意見に流されるんじゃなく、きちんと各方面へリサーチを行い、様々な要因を踏まえたところで、首長としての判断をお願いしていきたいと思っております。特に学校問題に関しましては、通学の距離や手段、また中学校の自転車通学等も含めまして、改善の余地も今後あると思っております。その内容に対してもここでも触れませんけれども、もし他町の学校も同じ条件で通学しているとすれば、より通学しやすい環境を提案していくことこそ、先ほど言いました差別化の中で選ばれるということにつながってくるんじゃないかと思っております。

例えば通学の距離の問題や道路状況、何度も言っておりますけれども、これ全協でいろんな議員からも言われてますけど、農免道路、あれ、正式名称ではないですかね。その道路もおおよそ今の状態でなかなか通学できる環境にはないように思います。この辺もしっかり今後リサーチを行い、問題解決に向けて、検討をお願いしたいと思っております。そのような背景にあるからこそ先ほどから言っています、どのようにしたら選ばれる町、選ばれる自治体につながるということは大事になってくると思います。その結果、選ばれるということに対してほかの自治体を選ばれたということであるならば、本当に先ほど言いました南関町にとってもそれこそ人口流出につながりかねません。現在はもう今この時点は、自治体イコール南関町が存続するためには町の魅力を常に発信し続けることが大事であり、実際それがもう必要な時期に来ていると思います。選ばれる町というのは今後何が必要かというあくまでこれは住民目線によるものであり、そこがはっきりすれば、そのことに向けてその魅力を磨き、発信し続けることができます。それこそ行政の腕の見せどころじゃないかと思っております。これ、町長の考えをお聞きしたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい。マーケティングについて、いろいろな井下議員のご意見は今出していただきましたけれども、私も最終的には、選ばれる町っていうこの言葉の重さを非常に感じております。ということで、いろんな、それはもう年代、職種、そしてその地域におられる方、いろんな方においてもやはりこの町を選ぶ、そしてこの町に住みたいということは１番大事なことでありますので、やっぱり選ばれるっていうことについては、非常にこれからも重きを置いて進めていく言葉であるし事業であると思っておりますけども、そういったことで、町民の皆さんだけでもなく、やはりこの交流人口、そしてこの町に転入頂く方においても、いろんな市町村と比べて、この町が選ばれる存在であればやっぱりそういった定住等にもつながってまいりますので、そこをしっかりと押さえながら、いろんなマーケティング、それぞれの部門で調査も進めながら、最終的には、１番はやっぱりこの町に住んでる方がこの町に住んでよかったというふうに思っていただけるような町にしていくことができればと思ってるところであります。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。選ばれる町というのを認識していただいてありがたいと思っております。ただもう一つ、選ばれる町になるための一つの手段として、企業誘致が挙げられます。町長はよく企業誘致について話をされます。町長の考えでは、企業誘致の本来の目的はどこにあると思われますか。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい。企業誘致といいますと、大きく行くと幾つかの柱がございますけれども、やはりそういった企業の進出によって働く場所、雇用の場所が増えるということ、そしてその企業によって税収が生まれるということで、そういった大きな２本の柱によって、町外からもこの町に来られる方、働きに来られる方、町に住まれる方が安心して暮らせる町になりますので、そういったものをしっかりと確立することができればと思っておりますけれども、ここでも選ばれるっていう言葉が必要になってまいりますので、私今考えておりますのは、全協等でもお話したことがあるかと思いますけれども、熊本県ではＴＳＭＣが今進出してきておりますので、そういった企業の関連会社っていうこともいろんなお話を伺いますけど、この荒玉地域においてほとんどそういったことがまだ実現できておりません。これからその地域が広がってくることを期待しておりますけれども、やはり私今考えておりますのは、選ばれるっていう、そういった企業を選べるだけじゃなくて、仕掛けをしていかなければならないと考えておりますので、逆に今熊本県内でどこも取り組んでいない事業っちゅうか企業誘致をやりたいなということで考えておりますので、人の取り合いが今、県内でもいろんなところでも行われておりますので、三つの事業っていうかそういったものができればと思っておりまして、一つはエネルギー政策、エネルギー対エネルギーの事業、そして衛星通信であるとか、衛生関係の事業、それともう一つは、今国で１番大きな立地の企業、投資をしていただくようなデータセンター、そういったものの三つの大きなものをぜひ南関町で誘致したいなというふうに考えてるんですけれども、恐らく県内でそういったことを考えておられるところはまだほかにないと思いますので、積極的にそれを誘致して、税収を増やす。そして税収を増やすといろんな事業も町でやりやすくなりますので、そういったところでも町民の皆さんに還元できる、そして暮らしやすい町ということで、選べる自治体にしていきたいなということで、企業誘致も結びつけていきたいなというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　今、町長が考えられる企業誘致も一つの答えかもしれません。ただ、企業誘致も大きな政策として意味があるとは思いますけれども、企業誘致によって、関係人口の拡大は、そこに大きく貢献してると思います。関係人口って分かられますよね。ただ企業誘致を発信していくのであればそれを基に、人口増加並びに経済規模の拡大によって税収アップにつながらないと、それは意味が半減してくるんじゃないかと思っております。もちろん会社の法人税、そういったものの税収もあると思います。ただ、もう一つ別の角度から考えれば、そこに企業誘致を機に、人口増加につなげていってこそ、いろんなところに波及効果が出てくるんじゃないかと思っております。そこに移住してもらわなければ意味が半減してくるんじゃないかということです。大きな町の関係人口の拡大は、大きな目的のための一つの手段にはなりますけれども、あくまで手段です。企業誘致だけではまだ道半ばだと思っております。関係人口の増加に伴い、宅地造成や集合住宅の建設などもあわせて取り組んでいくことによって、町の人口増加につながり、結果税収アップ、それから次の施策事業につなげていく。そしてこれを世代地域など各方面へは還元していく。そういうことで、プラスのスパイラルがそこに発生していきます。自分はそういう考えを持ってこの質問をしてるんですけれども、その流れの中で今、大きい会社の企業誘致されたところの従業員のうち南関町在住の方を、おおよそで構

いませんけど何割ぐらいおられますか。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　企業誘致係のほうで町内の企業、４２事業所を含めてアンケートを行っておりまして、今年度、４２事業所のうち４０事業所から回答頂いております。その中で、町内在住の従業員数は、雇用形態を問わずのところで申し上げますと４７８名。割合で申し上げますと、１６.９％となっております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　今回その数字にこだわってこれを延ばせとか、もう減らすだとか、そういった観点の質問ではありませんからそこにはこだわりませんけれども、この数字というのは今後マーケティングを進めていく上で、必要になってくると思います。何のために、そして企業誘致の本来の目的はということについて、まだまだこれからのまちづくりにおいては、一つの要因として外せないものだと思っております。企業誘致も、その選ばれる町になるためには、一つの大きい手段だと思いますけれども、私が考えることにおいては、決してそこが目的ではないということを、しっかり申し上げておきたいと思っております。もちろんそこに企業だけではなく、３月の定例会で質問しました、保育士介護士の増員についても同じだと思っております。そこに労働環境が生まれてくれば、そこに住んでもらうこともできますし、人口増、税収増につながります。また労働環境がないためにその結果、町外県外へ流出せざるを得ない人の歯止めにもなってきます。そういう中で、例えば企業誘致一つ取上げてみても、その長所だけではなく、悪いところもリアリティを持って、まず今後言語化していってください。ほんで言葉にすればよく見えてくるし、分かります。例えば、企業誘致によって発生しているマイナス部分、例えば交通渋滞なども一つ一つの案件かと思っております。また、道路環境の整備、これらもまだまだ問題になってくると思います。大きいところで言えば、観光客の増加によって発生しているオーバーツーリズム、これも大きな一つのマイナス部分じゃないかと思っておりますので、ぜひ言語化して、具体的なところで頭の中に、それを思ってもらったほうがより進めやすいんじゃないかと思っております。

例えば一つの例として、またちょっと企業誘致とは離れますけど、移住、田舎暮らしをアピールしている自治体はたくさんありますけれども、そこで終わらず、先に自分の町の田舎暮らしはちょっとどう違うのか。そこを考えていかなければ、本当にそこに選ばれるところにもつながらないと思いますし、その上で他と比較していく上でも、プラス面マイナス面を理解し、その上で、市場調査とも言えるべきリサーチを行い、ＰＲにつないでいけいかなければならないと思っております。そこでまた新たに最近よく言われてるんですけれども、デジタルマーケティング、マーケティング活動においてデジタルマーケティングという言葉をよく最近使われてますけれども、このデジタルマーケティングはもう十分ご存知だと思いますけれども、簡単に言えば、デジタルを活用し顧客を引きつけるための戦略です。少し前の世代では、ボケベルそれからガラケー、そして今ではグーグル時代になってきています。使われ方も日々進化しており、デジタルで情報を獲得することが当たり前になってきています。電通の調べによってでも、高校生、広告宣伝費の内訳を見ても、マスメディア４媒体と言われるテレビ、新聞、雑誌、ラジオ、この合計の広告費を、２０２０年には、もうデジタルの広告費が上回っております。そのことからも、デジタルマーケティングを推進していくことは、これからの住民の方たちと

つながっていくためには、したほうがいいんじゃなくて、今後においてはするべきことだと思っております。ただ、デジタルマーケティングと言っても幅が広くて、ここではデジタルツールを用いた情報発信と捉えてもらってもいいんじゃないかと思っておりますけれども、この情報発信は、町外に向けた魅力の発信と住民向けの情報発信の二つに分かれます。そこで尋ねますけれども、これだけデジタル化が進んでいる南関町の将来を見据えなければならない行政が、先ほども言いましたように、それを取り入れなければおかしいと思いますが、現在南関町の活用などについてどういうのに活用されてるかちょっと尋ねます。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。明確な回答にはならないかとは思いますが、今南関町の公式ＬＩＮＥでいろんな町の情報あたりは、発信ができてるかと思います。あとはまちづくり課のほうでは住民提案型事業の中に、町が提案した事業を、住民の方の団体によって、住民の方が主体になって情報発信をしていただくということで、子育てに特化した情報発信ですとか、観光等、そういったものを発信していただいている団体もいらっしゃいます。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　いろいろ情報発信されていると思いますけれども、これは単なるお知らせじゃなくて、そこを本当にその情報の内容を利用してもらえるか、そこの付加価値をつけて発信していかなければ、これはもうデジタルマーケティングじゃない、ただのお知らせになってしまいますので、そこはもう一歩踏み込んだところで情報発信をやっていただければなと思っております。住民向けの発信についてですけれども、例えば住民票とか戸籍謄本その他の証明書などの取得方法について、また防災や緊急避難場所、町のホームページ、こういうのは、携帯電話でも今普通にもう閲覧できますか。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　今、ＬＩＮＥっていうのを採用しておりまして、ツールとしてはそれから利用しますと、ホームページなり、町の情報は全て見れるようになっております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　いや、そこの情報に行き着くことができればいいんですけれども、あくまで対象は住民の方です。この行政のほうがホームページに載せるからには、住民の方たちが今どういう状態で検索するとしたら、どんな言葉でそこの部分にたどり着くか、これが非常に分かりにくいと、行きつかない場合があります。このどんな言葉でたどり着くかということは今後重要になってきますので、これは行政の仕事だと思っております。誰が見ても誰が検索してもそこに素早く入ることができなければ、本当にこれ無駄な情報になってしまいます。多くの情報提供を今後ますますいろんなツールがありますので、提供をお願いしたいと思いますし、そこには大変な労力を、普段から行政の方も行われていると思いますけれども、もう一度ホームページを見てもらって、ここでいろんな情報がきちんと伝わり、利用しやすい状況にあるか、確認していただいて町への信頼につなげてほしいと思っております。もう欲しいなと思う情報が、そこにたどり着かなかったらもうその情報はないものです。だから、ある情報として活用できるようにお願いしたいと思っております。公式ホームページをどのように活用するかというのは、多分デジタルマーケティングに携わった人間であるならば、その自由度の高さには本当に驚かれると思います。いろんなことが可能になります。面白いと思いますので、

ぜひ今後活用につなげていってもらいたいと思います。

そういったところからも最近行政にいろんな形のマーケティングを取り入れるために、専門部署を立ち上げている自治体も増えてきていると思いますが、幾つかの例えば話を交えてマーケティングについて話をしてきましたが、この南関町においてそのマーケティングの必要性ってのは、先ほどからの町長の答弁にもあり、必要と考えておられるものと思い、次の質問につなげますけども、マーケティング戦略室ですね。これは例えば言葉ですけれども、何もこれから町長や課長の皆さんが、マーケティングを１から勉強してくれって言われてもこれ一昼夜ではできません。簡単に見えるけれども意外と奥深いものですので、それではどうしたらいいかといえば、例えば今言いました戦略室を設けて、そこに、行政のトップや課長の方たちの判断や思いだけじゃなく、いろんな政策を事業を進めていくのに加えて、マーケティング活動を取り入れその理論に基づいて進めていくようにすればいいと思いますし、そこの人材を設けながらそういったことは考えられますか。これちょっと尋ねます。「今する、しない」じゃなくて、今後こういうのも必要じゃないかというのを、尋ねたいと思います。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい。今現在マーケティング戦略室をつくろうとは考えておりません。しかしそれぞれの課で、まちづくりもそうですし、総務課にもデジタル推進室があります。それぞれのほかの課においても、それぞれの担当がいて、マーケティングについてはそれぞれの仕事の中で関係しておりますので、そこそこの部署がしっかりやっていけば、その戦略室がなくても、そして統合的ないろんな打合せ会議をする中で、結びつくようなそういった組織になれば、今のままの組織であってもそういったことを、職員の皆さんももう少ししっかりそこで考えていけば、十分対応できるんじゃないかなと思っております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　今自分が言ったマーケティング戦略、もう一つは、課じゃなくて、いろんなところから集まったものをどういうふうに市場調査をしていったらいいかを集約しながら、いろんな柱、縦割りの課をまたいで、いろんな戦略を練っていくところが、マーケティングの戦略室です。あるいはマーケティングの戦略室から各課に、こういうことはどういうふうになってるんだろうか、市場調査をしてくれて依頼されるかもしれません。だから、そこは一つの課で行うことと、自分が言ってるマーケティング戦略、若干ちょっと意味合いが違ってきてるように思いますので、もう１回これ検討してもらえればどうかなと思っています。例えば、地域おこし協力隊の隊員募集などで、このマーケティングに当たり、もしくはその経験者を募ることなども一つの案だと思っております。できればそういった戦略的にこの町の自治体を進めていけるような大きな目で見れるような、そういった部署を一つ立ち上げたらどうかなという提案です。これはもうあくまで行政が判断することでありますけれども、それぞれの課で行っていくには、若干負担も大きいと思いますので、ぜひ検討していくべきだと思っております。

それと、もうこれ最後のほうになりますけれども、ベネフィットと呼ばれるものがあって、これは商品やサービスが持つ価値のことです。差別化を行うことによって、顧客にどのような価値を訴求するかを求めることになっていきますけれども、例えば先ほど例を挙げました電動ドリルですが、顧客が穴を空けるドリルを買う場合にはそのドリルそのものに関心があるわけ

ではなくて、穴を空けるということに価値を見いだしております。また高級車であればその価値は性能デザイン、また別の価値を見いだすこともあります。これは差別化というものです。地域においては他の市町村があり、同じ価値の提供であるならば、本当に住民の方たちは安いほうを選ぶ方向にあります。今後このサービス、施策事業に関しても、もっともっと住民との接点を深めていきながら住民の要望を取上げて、そこを組み込んでいくことも一つの大事な、町としての戦略になるんじゃないかと思っております。いや、やはりそこは差別化も本当に大事になってきます。これまではマーケティングに対しては、４Ｐ、プロダクト、プライス、プロモーション、プレイス。これは全て会社側の見方です。これに現在は４Ｃ、コストマバリュー、コストマコスト、コミュニケーション、コンビニエンス、これ対象者を考えた、４Ｃです。だからこそ、今後、行政に関しても、マーケティングが新たに取り入れられていくんじゃないかと思っております。ぜひ町長なり、課長の答弁にもありましたようにマーケティングに対する認識はある程度あって、十分理解しておられるかと思いますので、もう一度その一歩進めた上で、マーケティングを深めていって追求していってもらいたいと思います。もうよその町はこのマーケティングを一つの部署として十分活用しているところもありますし、そういうところは意外と伸びているところもありますので、現状のままじゃなくて更に上を目指していってもらいたいと思います。

次は、ランドセルに移ります。先ほど教育長が答弁されたランドセルに関して、ちょっと最終的に自分の思いとは違うんですけれども、自分がここへ質問で考えた内容で話していきますけれども、近年ランドセルの価格が上昇しています。これはもう先ほど町長、教育長が答弁で話されたとおりですけど、自分がある店舗、調べてきました。そしたら、安くても５万です。もう１、２万というのはなかったです。もう多分教育長が若い頃だと思います。その上は、７万から９万、更に上になると１０万から上ともう驚くように価格にそういった設定がされています。確かに素材もよくて機能にも優れており、その価格は十分そのランドセルに今反映されていると思います。ただ、そういうこととあわせて必然的に、価格にも十分反映されてきておりますので、これはおのずと家庭的にも反映されてきます。このような、今の状況、要望とかあってないということでしたけれども、教育長の個人的な考えとして、教育長がああ言わしたとか、そういうことは言いませんから、素直にどういうふうに思われてるか、教えてもらえますか。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　今、小学２年生と今度１年生になる孫がおりますんで、ランドセルの話を家族でしたんですけれども、やはりおっしゃるように５万以上でもう物すごく高く感じております。確かにいろんな補助等があればそれは助かる人もたくさんいると思いますけれども、それぞれの家庭の思いがあると思いますので、先ほどの答弁のような形をさせていただきました。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　何でマーケティングの後にこれを言ったかですよ。十分市場調査リサーチしていけば、いろんな思いが伝わってくると思います。このような今の状況で今教育長、若干やっぱり高いと思うけれどもいろんな要因があるというふうに言われました。南関町としては、いや、ほかの町としては、自治体によっては今教育長が言われました、ランドセル購入

の補助を行ったり、あるいは自治体独自ランドセルに代わるかばんを推奨したり、いろんな工夫が練られていますけれども、町としてはこういう考えはもう全く今のところないですか。それとも検討する価値があると思いますが、どっちでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　先ほどの教育長の答弁でもございましたが、現在、子育てをする世帯の応援するための支援金という関所っ子応援金として、出生時に１０万円、そして小学校入学時、中学校入学時、更には高校入学時にそれぞれ５万円を対象者全員に支給をしておりますので、そういった部分で、学用品等の準備金というところで思っております。現在のところは、ランドセル単体での支給と無償提供という部分については、考えられないかなというふうに感じております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　一時的な給付があって、それで助かる方もおられると思います。ただ本当にこのランドセルにそれが活かされているか。これは活かされていると、性善説で考えたほうがいいかなと思いますけれども。中には、各家庭によっては、ランドセルを孫のために買ってやりたいと思う方もおられると思います。けど、そうとばかりは言えなくて、祖父母がおられないところもありますし、いろんな家庭の状況もあります。もうそれぞれまちまちだと思いますけれども、だから一概にはとても言えたものではないと思います。普通に生活するにあたって、どうしても必要となる電気ガス水道、これらのライフラインと同じで、小学校に入る子どもにとってはランドセルはライフラインです。絶対必要不可欠です。その中ですてきなランドセルを選びたいという気持ちがあるのも、それは、あると思います。間違いではないです。けど、このままでいいのかというと、そうとばかりでも言えないんですよ。だから自分もこっちがあっちがいい、これは断言できません。今質問しながらでもですね。で、どちらが正解かということは、ここでは本当に言えませんけど、それほど今、先ほど言いました、いろんなアンケートをとって、どういう方たちも、来年入学する子どもたちだけじゃなくて、そこの家庭、祖父母がおられたら家庭全部にアンケートをとる。これが来年再来年、３年先、そこまでの対象者は大体分かると思います。その辺の気持ちも踏まえたところで、ある程度の幅のあるアンケートをとってみた上で判断していかれたら、いいんじゃないかと思っております。そしてそのアンケートに則って行ったら、それこそ何人かのアンケートじゃ駄目です、さっきも言ったように、８割ぐらいはきちんと出した返答をもらって、そこで集計していったら１番正当な答えが見えてくると思います。まだ全然ランドセルに対する問題意識も今ないようでしたら、そういったアンケートも今のところはないと思いますけれども、今後こういうことをやっていこうというような考えはありますか。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　このランドセルに関してっていうわけじゃありませんが、教育に関する措置、町民の方々の思いや実際の子どもたち、保護者、その方々のやはり現状に、現在の南関町の教育に対する思い等はしっかりと調査、議員がおっしゃるマーケティングの理論を勉強して調査を進めていきたいというふうに思います。そして更にそれを活かせる教育に反映していきたいというふうには思っております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　ぜひそこはお願いしたいと思います。行政側から、これがいいだろうあれがいいだろう。これは一つの案です。皆さんの意見を集約してリサーチして、それから方向性を決めていってもらえれば、なおいいんじゃないかと思っております。本当にただ、今のランドセルは、作りも丈夫で頑丈のため、転倒や事故の場合においても、クッションによって助けられたという話も聞きます。けどそれ以外に、重たくて１年生２年生、特に夏場の暑いときなんか本当にストレスがたまるように、学校に行く前にもうストレスがたまっているような状況だと思います。価格に対しては、家庭にも影響が出てきますし、本当にどちらがいいか分かりませんけども、いいとこ悪いところ、全部言葉に書いて、その上で、アンケートとしていろんなリサーチをしてください。そしたらその中でこういう方向がいいかな。そしたらその方向が見えたら、またそれに対するアンケートをとっても、それはいいと思うし、それが承認されれば、どういう形であったとしても、それが住民の人の思い、ということをしっかり分かってもらえればいいかなと思っております。どうでしょうかね。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　はい。議員がおっしゃるとおり私もそういうふうに意見をしっかりと聞き捉えながら、教育行政を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。ぜひ対象者の人の声を大事にしていってもらえればいいと思います。それで９０分よりちょっと早くなりましたけど、まとめに入ります。

今回はマーケティングという専門分野について質問しましたが、これまではどこの自治体もその多くは、指導者としてそのトップがまちづくりに励んでおられるんだと思っております。しかし、行政の対象となるのはまず１番は住民の方たちです。住民の方たちが何を思い望んでおられるのか、そこに届かなければ意味を全くなしません。だからこそリサーチというものが大事になってきます。その上で、町長には指導者としての判断も大事ですけれども、マーケティングの流れのもと、誰が調査をし、誰が方向性を決め、そして誰が実行に移していくのか、役割分担を十分に決めてもらいながら、よりよい方向へ町が向かっていけるよう、指導者という立場も大事ですけれども、南関町の未来を見据えた演出家として頑張って、頂くことを望みます。

またランドセルの問題にしても、今、先ほども言いましたけれどもマーケティングの対象となる児童、家族、そして、その周りの同じ同居の人、様々な思いがあると思いますので、しっかり同じようにリサーチをしていただき、改革できるところは速やかに動いていただくことを申入れまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（立山秀喜君）　以上で、８番議員の一般質問を終了します。

ここで、１０分間休憩をとります。

―――――――○―――――――

休憩　午後３時０５分

再開　午後３時１５分

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　一般質問の途中でしたので、続行します。

続いて１０番議員の質問を許します。１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　こんにちは。１０番議員の山口です。最後になりますけど、先に通告しました一般質問を行います。

まず、安心して暮らせる高齢者への取組についてでございます。一つ、住んでよかったプロジェクト事業、タクシー助成、乗り合いタクシー、見守りイベント事業の実施状況についてお尋ねします。２番として、町内における老老介護の現状、課題、取組の成果を尋ねます。３番として、エンディングサポート事業についてお尋ねします。今回私は安心して暮らせる高齢者への様々な問題、課題についてお尋ねし要望いたします。超高齢者社会、貧困の問題、ひとり暮らしの高齢者の実態、物価高の問題など、緊急においては安心して暮らせる現状にはありません。遠くにいる家族も心配している現状ではないでしょうか。町として最低限、命と暮らしを守る事業は実地されておりますが、まだまだ不安と思える状況はあると考えます。そこで町へお尋ねと要望です。住んでよかった事業のタクシー助成事業、老老介護の現状、そして新たな事業としてエンディングサポート事業についてお尋ねいたします。

後の質問は、自席にて行います。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君）　１０番山口純子議員の「安心して暮らせる高齢者への取り組みについて」の質問にお答えいたします。

まず、１「住んでよかったプレジェクト事業、タクシー助成、乗り合いタクシー、見守り弁当事業の実施状況について尋ねる。」の質問にお答えします。住んでよかったプロジェクト推進事業は、町民の皆様に町が魅力ある豊かな暮らしを創出できるような施策を展開すること。また、人口の流出及び減少割合を抑制し、定住化を促進することを目的に平成２３年度より各種事業を展開しており、現在第３期プロジェクトの最終年度を迎えております。令和８年度からは４期目となるプロジェクト事業を推進するため、町内職員で構成するまちづくり推進会議において第３期プロジェクト事業の検証を行うとともに、新しい事業も含めた変更案についての協議を行っております。

まず、タクシー料金助成事業については、町内のタクシー会社を利用した場合に利用料金の２分の１を助成するものですが、第３期プロジェクト期間中にこれまでの対象者の要件を見直し、令和７年４月から７０歳以上であれば同一世帯に運転免許証を持っている人がいても利用できることとし、２年に１回更新手続きの負担をなくし無期限での利用を可能とし、利用回数については月６回としていたものを１０回まで増やし、利用者の利便性向上に努めております。令和６年度の実績を申しますと、町内３８２件、町外６１６件で合計９９８件の利用があっており、実人数で申し上げますと７９人となっております。令和５年度は、町内４２４件、町外６３３件で合計１０５７件、実人数は７３人であります。利用者数は若干増えてはおりますが、町内町外共に利用回数は減少傾向にあるようです。乗合タクシー事業については、公共交通の空白地帯を解消するため、目的地や経路が近い人たちが相乗りで利用でき、住民の方はどなたでも利用ができる交通手段とし、運行日は平日と土曜日、運行時間は午前８時から午後５時までの１０便で、利用料金は片道３００円、小学生や障害手帳などをお持ちの方は１５０円で利用できます。また、令和７年４月から９月までを試行期間とする荒尾市のシティーモール行きと有明医療センター行きを月曜と水曜の週２回運行しております。これまでも、路線バス廃止

に伴い和水町立病院への乗り入れを行うなど、利用者ニーズに即した運行に努めるとともに、現在も利用者アンケートを行っており、更なる利便性向上に努めていきたいと考えております。

また、「見守り弁当宅配事業」についてとのご質問ですが、正式名称は「くらしいきいきサポート事業」で、その中に見守り弁当宅配がございます。高齢者などで食事の用意でお困りの方に、お弁当をお届けし併せて見守りを行うもので、南関町商工会が窓口となっており、弁当代と配送料１００円を事業者に支払っていただくと利用できるもので、生きていくうえで一番大切な食の確保という観点からも、大切な事業であると認識しております。ただ、事業者の収益性や配達のロス等もあり、改善すべき点もあるようにお聞きしております。

次に、2「町内における老々介護の現状、課題、取り組みの成果を尋ねる。」にお答えします。高齢化が進む日本では、介護をする側と受ける側の両方が 65 歳以上の高齢者である状態の老老介護はもはや特別なことではなくなっており、深刻な社会問題となっております。2022 年の国民生活基礎調査によりますと、同居している介護者と要介護者の組み合わせのうち、65 歳以上同士の割合が 63.5%を占めており、そのうち 75 歳以上同士の「超老老介護」も増えており、本町でも令和２年の国勢調査によりますと、高齢夫婦世帯は一般世帯の 14.4%となり、介護や生活支援の相談も寄せられているところです。このような中で、地域包括支援センターでは、そういった相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関又は制度の利用に繋げるなどの支援を行っております。

また、老老介護には、介護をする側、される側の双方にとって身体的・精神的な負担の増大、「共倒れ」のリスク、社会的孤立、「認認介護」のリスクなど様々な課題があると考えられ、老老介護を続けていくためには、決して無理をせず、周囲の助けを借りることが重要であり、まずは地域包括支援センターへ相談いただければと考えております。

最後に、3「エンディングサポート事業について尋ねる。」にお答えします。エンディングサポート事業、終活支援については、令和６年９月議会定例会で伊藤議員の質問に対しお答えしており、重複する部分もありますが、特に家族や親族に頼ることが難しい方を主な対象者とし、死後事務の代行を重点的に支援する事業であり、全国に先駆けて、2015 年(平成 27 年)に神奈川県横須賀市が事業を開始しており、事業を行っている自治体も徐々に増えて来ているところです。終活は、人生の最終段階に向けて、自身の意向を整理し、適切な準備を進めるための重要な取組みであると認識しております。しかしながら、本町では現時点において具体的なエンディングサポート事業の導入は行っておりませんが、高齢化が進む中で、将来的にその必要性が高まることも予想されます。安心して終活に取組むことができるような環境を整えることは、長期的には重要な課題であると考えており、町としましても、地域の繋がりを活かしながら、皆様が安心してその時を迎えられることができるような環境を整えるための支援策を先行して導入している他自治体の事例を研究し、動向を注視していきたいと考えております。

以上お答えしまして、この後のご質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　ありがとうございました。まず、タクシー助成ですけど、何か年々、人数は増えてるみたいだけど、利用者が減ってる状態だけど、これはどういう事態っていうか、どういうことでしょうかね、減ってるのは。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。ご質問ありがとうございます。利用実数ですね、令和４年度８１人、令和５年度７３人、令和６年度が７９人ですので減ってると申しますか、その利用自体が、ちょっと減ってるのかなというふうに思っておりますが、なぜかっていう理由まではちょっと把握はしておりませんが、今年度から先ほど町長が答弁されましたように、７０歳以上の方であればもう、ご家族が免許を持っていらっしゃっても、その要件は問わず、ご利用できるということに改定しておりまして、今実際申込みもかなり増えている状況ですので、今年度からまた利用も増えていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　タクシーに関してはちょっと周知していると思いますけど、タクシー料金助成事業については、今年度からは、７０歳であれば同一世帯でも運転、免許持ってなかったら利用されるということですけど、何か周知方法がちょっとまだできてないから、理由かと言いますけど、周知は徹底されてますか。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。周知は広報なんかんの今年の４月号に、町ホームページ、それと７０歳未満の既にご利用されてる方も、更新のお知らせということで、郵送で対象者１７５人の方には、今年の１月に通知をお送りして、更新をしてくださいということで、しております。ちなみに、４月以降の新規の登録者は、現時点で４７名の方が新規でお申込みをされております。以上でございます。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　２分の１助成ですので、やっぱ利用料金、例えば玉名行ったら、病院行ったら待ち時間まで入れて、ちょっと高かったという話もちょっとありますのでですね。２分の１、半分ですよね。なんか往復されたら結構払ったよと言われる方がいらっしゃるから、そういう利用料金の見直し等は、とか負担軽減されるように利便性を持って、ちょっと改善してほしいという要望もありますけど。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。やはり町内のタクシー会社を利用した場合っていうふうになっておりまして、なかなかその辺が縛りがありますので、その半額助成と言ってもそういった待ち時間も含めたところの料金とか、タクシーの会社の規定になるかと思うんですけども、そういったお声を頂いたということであれば、今後、そういった半額以外にも、何か、もっともっと高齢者の方が利用しやすいような対策を考えていく必要があるのかなっていうふうに、今考えているところです。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　そうですね、１業者だからやっぱり強みがあるっていうか、タクシーの場合は、近隣じゃなくてやはり、そういうちょっと遠出の方、乗り合いタクシーだったら、町内がもう設定された金額ですけど、そういうことも、次、事業としては、少しは負担が違う。でも、なかなか病院に行かれるときは自由に乗り合いバス、また後で聞きますけど、そういうことでやはり少しは改善してほしいと、私はお願いしたいんです。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　乗り合いタクシー事業町内がほぼ中心でありますけれども、このタクシー助成事業といいますのは、議員がおっしゃられたとおり、町外の医療機関が多いわけですけれども、お待ち頂きながらタクシーをまた帰りも使うというのはちょっとそれはなかなか、そういった待ち料金も入りますので、やっぱり１回返していただいて、そしてまた必要な時間を予約してきていただくということになるかと思いますけれども、このタクシー料金助成事業というのは、私も詳しく調べておりませんが、この近隣の市町においても、乗り合いタクシーというかコミュニティーバスはどこの市町村もやってますけど、タクシー助成でそこを半額補助しているというのは恐らく南関だけだと思います。やはり高額な金額になりますのでこれを３分の２助成とか、そういった形にすると、やはり個人的にかなりの補助の割合、金額になりますので、今の２分の１でも、これは相当の補助をしてるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　そういうお答えが出ましたらそんな無理は言いませんけど、やはりタクシーは本当にもうこれからずっと、そのこと言いますけども、もう、交通の移動ができない方なんか、やはりタクシーを使ってもバスがほとんどないですから、そういうことで私はお聞きしておりますので、なるだけ半分ちょっときついから、もうそういうことで、また何か検討する機会があったら検討していただきと思います。

そして第３期住んでよかったプロジェクト事業が実施されていますが、主に定住若者支援、子育て等がこれからの南関町を支えていく事業として本当に大切な事業を取り組んでいらっしゃると思います。ただ、高齢者が割合的に多い南関町に住んでいたい。高齢者も多いのが現実です。ひとり暮らしの高齢者、２人だけの高齢者にとって買物病院はいわゆる生きていく重要な柱です。プロジェクト事業の中の乗り合いタクシー事業ですね。そうすっと見守り弁当などの事業が実施されているのは、本当に心強いと思います。それじゃ先ほど言いました、次に言うのは２番見守りイベントですかね。それの配達の実施状況をちょっとお願いします。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。見守り弁当のほうですけれども、令和４年度が、実利用者は４４人、令和５年度が３８人、令和６年度４３人、という数値になっております。件数で申し上げますと、配達件数ですね、令和４年度が４,６９２件、令和５年度５,５７９件、令和６年度４,３８６件、という件数になっております。実際、ご利用の方のお声を関係機関から聞いたところによりますと、やはり助かってるという声が１番だそうです。ほかはちょっといろいろ、おかずの内容とか、そういったのはちょっとあられるようですが、１番多い声というのはもう、助かってるっていうことで、毎食毎日頼まれる方もいらっしゃるようです。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　毎食だったら本当に助かると思いますけど、まず弁当の配達の業者は、どれほどいらっしゃいますか。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。南関町の商工会の会員の事業所というふうになっておりまして、今現在は、業者名を申し上げたほうがよろしいですか。お名前はちょっと控えさせていただきたいと思いますが、４件です。４件の事業所で今対応していただいております。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　はい、この事業をするにあたって、また周知の問題ですけど、やはり知らない人たちがもしいらっしゃったら、そういうのはご存知ない方がいらっしゃるけど、その周知方法も広報なんかんですかね。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。商工会のほうでチラシを作成していただいておりまして、毎年年度初めの区長便あたりで全戸配布をしていただいております。それとあとは社会福祉協議会の中の生活支援コーディネーターがいらっしゃいますので、その方を通じて、包括支援センター、また高齢者の方のお宅を訪問される支援員の方からちょっとお困りの高齢者の方がいらっしゃったら、こういう事業がありますけど、どうですかっていうお声かけをしていただいて、つなげていただいているという状況もあっております。そこが１番のつながりだと思います。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　やはり食べることは命なので、そういう事業は本当にすばらしいことだと思っております。そして周知が１番やっぱり高齢者になると、いろんな今、情報出てますけど読まない人があったので、やはり民生委員の方とか、そういう人たちと一緒に利用を展開していただきたいと思います。また乗り合いタクシーのことですけど、やっぱり乗り合いタクシーの、私が１番いつも町長に言いますけど、町内に回るのにもう本当に往復６００円かかってしまいますので、いつも何回も申しますけど、その事業に対して今度うから館ができて、南関の私たち地域婦人会では、１０月１８日オープニングに合わせて、事業をするんです。そのときに、ちょっと高齢者、婦人会さんたちと一緒にちょっとだご汁でもしようかなと言って、会員交流会を計画されております。そしてｕｋａｒａですけど、交流拠点施設としてオープンしますけど、婦人会では会員交流会を開催されておりますので、交流ができることもうれしく思っておりますけど、心配なのが交通手段です。やはり車のない方もたくさんいらっしゃいます。何とか多くの方々が新しくなっているから見学方々来られるように、町のほうでもご支援できないかと思っております。なお、乗り合いタクシーなどの割引サービス、町民バスの送迎、やはり婦人会の会員さんが乗せていくのはちょっと不安がありますので、何かの手段を考えてもらえないかなと思って町長に要望いたします。ちょっと割引と、いつも町長は反対されますけど、本当にうから館は死活問題ですよ、老人がもうたくさん来るような施策をお願いします。

○町長（佐藤安彦君）　それはイベントの日という質問ですけれども、乗り合いタクシーはもともと３台しかございませんので、それが全ての方に充てられるかというとそうではありませんし、町民バスにおいても、そのイベントの当日は、中学生とかいろんな学生の移動と、そういったこともありますので、これからうちのほうの今検討委員会の中で話をしてきてる内容かと思いますけれども、そのときに合わせて料金を半額にするとか、特別にそれをするというのは、やっぱり一つ、それをしてしまうと全ての事業にそういったことになりますので、これからは料金の改定等につきましては、もう少しいろんな財政面、資金的なもんも町もできるようにしながら、全体的な見直しとかそういったところも含めて、もっともっと利用しやすい体系にしていく必要があるかなと思いますので、そういった意味でも、財政、先ほどの井下議員の質問でもありました。やっぱり、町がいろんなことで認められるような町になってそして財政面も

豊かになれば、そういったことも対応できますのでそこも含めて、しっかりと頑張っていくことができればと思います。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　やはり本当に乗り合いタクシーの件を私も今回はちょっと重視しておりますけど、乗り合いタクシーに関してのアンケートなどは実施されておりますかね。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。アンケートは近年で申しますと、昨年９月、これは運行の拡大についてということでアンケートさせていただいて、その結果をもとに荒尾市への乗り入れですね、そこは今試行期間ということで実施しております。それから今年の先月ですけれども、今アンケート中です。これ荒尾市の今の現状について、お尋ねすることと、また大牟田市のバスのほうが西鉄バスのほうが、また１０月から、ちょっと減便するというふうな話が出ておりまして、そのことについても、お尋ねしている内容もございます。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　やはりそのようにもう交通手段がなくて、バスもない。でも高齢者の方が買い物も行かねばならぬ、そういう状況でですね。何回も私町長に言いますけど、もう半額と言わんけどやはり、検討はもうしないってあんまりですけど。やっぱ、アンケートですよね。私ちょっと住民の方からこのアンケート用紙頂きましたけど、こっち側の町側の曜日を設定されてるじゃないですか、水曜日とか木曜用とかそういうのはまだ試験的にされてるけど、今後そういうの見直されますかね。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい、曜日についてもアンケートを今、とっている状況です。一応、月曜日、水曜日に設定したのが、町内の利用が少ない曜日を町内の利用に差し支えない曜日というところで、試行としてはその曜日を選定しております。今後その変えるかどうかというところは、このアンケートにもよりますけれども、なかなか今、やってるところをちょっと変えるってなると、またその辺の変更の理解と申しますか。もう月曜水曜というのが頭に入っていらっしゃると思いますので、また変更となると、ちょっとその辺の利用者の方に混乱を招くのではないかという懸念もこちらとしては持っている状況でございます。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　それではほら、こっち側の空いてる時間じゃないですか。このアンケートちょっと読ませていただきましたけど、やはり、私が尋ねた人はそんな月曜とか水曜日行かん。病院は木曜だけんとか、例えば言われるんじゃないですか、そういうときにはこれ利用されないですよね。だからそういう、検討のためのアンケートですかね、それは。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　井下議員の一般質問でもありましたマーケティング、そういったアンケートですね。それをもとに、よりよい事業に結びつくようにするためのアンケートですので、やはりそういった声も聞きながら、町が委託している事業ですので、委託先のタクシー会社のその事業にも影響がありますので、そういったところはやはり、しっかり協議をしながら進めていく必要があるとは思っております。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　そのアンケートですけど、９月５日で締切りなんですよね。そのときに届いていると思いますけど、どんなのがアンケートは要望されてますかね。少しずつは入ってきてると思いますけど。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい。今利用者方はタクシーの中の回収箱に入れていただいておりますので、毎日従業員の方が、日誌を持って来られる都度、そのアンケートもお持ち頂いておりますが、まだ集計がちょっとできておりません。内容についてもまだ把握はしておりません。申し訳ございません。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　やはりこのアンケートと思うんですけど、町外の運行も配慮していただいておりますけど、個人個人の生活スタイルや多くの方が希望されるところも、今度出てくると思われます。要望やニーズに答えるような施策を検討していただければと思いますが、検討されますかね、このアンケートによっては、

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい、現在交通機関として荒尾に２か所行っておりますけれども、それを住民の方が要望されるからどこでも行きたいっていう要望にはちょっとお答えできませんので、やはり交通機関として、バスの運行があってないところ、そして医療機関であるとか、買物ができるような生活、命に関わるようなところが中心になると思いますので、アンケートでどういったものが皆さん望みかということは、まだまちづくりのほうできちっとまとめて、そういったところも検討していくべきかなと思います。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　やはり１番、これがちょっと私重要な今日の課題でございますけど、やはり本当、聞けばみんな利用はされてますけど、いつも言いますけど、３００円は同一じゃないですか、坂下も。どこも町内一円。そういうところと障害者は半額、子ども半額ですけど、そういう距離は、近くでも３００円、遠くでも３００円、一括ですかね。その検討を、価格の問題。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　料金につきましてですが、当初やはり乗り合いタクシーを開始するときの金額の設定というのが、やはりタクシーの初乗り料金あたりから来ていたとも思われます。やはりタクシーを使うとなるともっと高くなりますし、そこを考えていただければ、タクシーの運営というのがかなり、維持費ですとか、ガソリン代、それから従業員の人件費ですとかいったところは町が委託として出している状況でもありますので、その辺を考えていただければと思いますが、そうですね、町のことばかりは言われませんけれどももっと安くしても、言われることは、同じなのかなって思うんですよね。３００円でも町内どこでも行けるって考えていただければ、便利な移動手段なのかなというふうに、考えておりますが、はい。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　私としましては、やはりｕｋａｒａができて、交流の場として失敗は許されません。多くの町民が利用する、町の取組も大いに町民から期待されています。そのためにはやはり１番が交通手段です。なぜかというと、高齢者の方も免許証は持ってない方

なんか６００円かかります。月に４回行きましょうと2,４００円とか、かかりますね。そういうのが私はちょっと。やはりｕｋａｒａの運営にかかっていると思ってですね。やはり返納の問題とか高齢者の方もとより、やはり集える場にどうしていくかという手段を私はずっと今考えて、このこと言いました。それでやはり私としては、そうですね、２００円とかの問題もありますけど、なかなかそういうことはできないとおっしゃいますので、そこんとこはもう、言いたいけどね。どうにもなりませんね、町長。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい。３００円を今２００円にするというそういった答弁はできませんけれども、そのｕｋａｒａの利用とか、ただそれだけじゃなくてやっぱり、高齢者の方がもっともっと利用しやすいようにするには、３００円２００円するだけでもだいぶ変わりますので、それは町の財政的なものも含めて全体の中で、財政的なものそして住んでよかったプロジェクト事業の検討する中でも、ほかの事業等を照らし合わせながらそういったこともしっかりと検討はさせていただきたいと思います。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　嬉しいお答えありがとうございます。なぜかというと、やはり高齢者、私たち本当団塊の世代でいっぱい高齢者がありますけど、比べてはなんですけど、子どもたちの給食費とかはなったけど、高齢者に対しての、いろいろ町長はもういろんな施策をされてますけど、目に見えるのはやっぱ乗り合いタクシーですね。ぜひ検討をお願いします。

それでは、次の老老介護についてでございますけど、やはり超高齢化時代になっております。高齢者が配偶者や親族に介護する状況が増加し、多くの課題を抱えています。例えば、介護者の体力、また精神的負担、介護サービスの不足、経済的負担、孤立、そして共倒れのリスクですね、虐待につながるケースなど考えられます。ふるさとに生まれふるさとを愛する町民は、南関町で暮らしたい願いを持っております。そのような中、家族や親族等など、自分自身が高齢化しながら、親、兄弟、姉妹を支えようとしている状況です。そこで、老老介護の実態把握はされていますか。お願いします。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　老老介護の状況ですけども、１例挙げていきますけど、例としては、疾患管理が必要な夫へと、認知機能が低下した妻という組合せとか、身体機能が著しく低下した夫と、身体機能が軽度低下した妻、こういった方々が、介護を行っておるわけですけども、そういった相談が、やっぱり地域包括センターのほうには頂いておりまして、介護認定とかサービス利用の相談がほとんどになっております。また、当事者よりも、離れて暮らす子どもさんとか、民生委員さんなど周囲の人からの相談も多くございます。サービスの利用中である場合は、担当のケアマネジャー等が変化などを感じてから、介入されて相談をされますし、また、国保の、また健康診断等の訪問事業とかでも、それから上がってくる相談というのもございまして、これらを対応といたしましては、包括支援センターとかで、相談を受けまして、介護認定の申請とか福祉サービス等の代行や、介護サービス、生活支援サービス、その他、社会資源へつなぐ援助を行っております。また、高齢者が生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目的にして、在宅で生活される個別件数を検討を通して、地域課題を抽出する地域ケア会議というのを定期開催しております。そこでは、社会福祉士や、保健師、看護師など多種職の

参加で地域ケア会議によって、より良い支援の検討や、周知に支援者間の連携を行っているところでございます。こういった、地域ケア会議の検討の結果をもとに、相談対応を行うことによって、よりよい支援が現在、なされていると考えております。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　そのようなわけで、やはり私たちがお尋ねする場合、高齢者を私たちも抱えておりますけど、やはり福祉課と、どこに尋ねていっていいかと私たちがちょっと不安で、老人課じゃないけど、そういう福祉課に行けばいいか健康推進課で社協に行けばいいというのは、ちょっとはっきりさせていただきたいんですけど、そういう高齢者の問題とかは、どこに聞きに行けばいいんですか。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　先ほど山口議員が、福祉課に相談するのか、健康推進課の包括支援センターに相談するのか、社協に相談するのかという、ご質問なんですけど、やはり、それぞれ、福祉課も連携しては今やってる状況ではございます。元気な高齢者、老人会とかで活躍されるとか、そういった感じは福祉課でもオーケーですし、地域包括支援センターでも、介護の相談とかですね。健康推進課の介護係でも大丈夫ですし、社協はもう全部総括したように相談を受けております。やはり今、福祉課、健康推進課、社会福祉協議会が連携して、いろんな相談を承っておりますので、現在のところ、どこどこが一本でとかいうことは、お答えにくいところはございます。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　お答えにくいと思いますけど、本当に相談があった場合、また言うなら、たらい回しじゃないですけどね。はっきりした課、老人、そういう、両方でじゃないですか。福祉課は子どももいろいろあるし、健康推進課も、病気のほうね。そういう課、何かはっきりしたパッと分かるような課は、設置できないですかね。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　もう全体的な相談になりますと、地域包括支援センターのほうで相談を受けたいと思っておりますので、健康推進課の地域包括支援センターで、大丈夫だと考えております。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　そういうことはぜひ広報なり、やっぱ周知するように、もう本当に迷っているんですよ、高齢者は。もうなぜかっちゅうと私たちの国では、２０２５年問題として、団塊の世代がごろごろしてるし、７００万人ですかね。そういうのを私たちいつも相談に受けて、やはり町民の皆さんの声を聞きながら、私はこの問題をちょっと今日は質問したんです。包括センターに行けばいいんですよね。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　包括支援センターのほうで相談を受けまして、必要ならば、関係の部署におつなぎいたしますので、包括支援センターのほうで大丈夫と考えております。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　はい、分かりました。それでは時間がオーバーしておりますので、最後の３のエンディングサポートについて、これは境田議員も以前に質問されて、終活につい

ては、伊藤議員も質問されておりますけど、やはり人生の終末期における様々な手続や準備をサービスすることの、サービス事業です。身寄りのない高齢者や生活や不安を抱えている方々が安心して生活できることを目的とされています。近隣では、荒尾市では２０２０年３月より、スタートしております。どこの自治体でも始まっているようですけど、東京都の全区はこの事業を取り組んで、名古屋も町長が言われましたように、サポート事業されております。そしてやはり私もこの相談を受けまして、荒尾の住人の方が南関に電話されたとき、「この事業ありますか」って「それなんですか」って言われたそうです。その方はひとり暮らしだもんで、やはり最後の葬儀、納骨の支援に葬祭事業との契約を結ぶことなどを心配されておりますのでこの事業の取組状況を今後お聞きしたいと思いますけど。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　エンディングサポート事業には、葬儀、火葬、納骨、家財処分、病院費用の支払いなど、預託金お預かりして行う事業もありましてですね。やはり、お金を預かるというのが、管理を含めて行政の課題だと考えております。また、葬儀、家財処分につきましては、一般企業ＮＰＯ法人などとの連携が、不可欠であると考えておりまして、やっぱり導入しているところを十分に研究して教育していくことが、必要と考えております。また、財産の管理、日常生活に支障がある方につきましては、今、中核機関を設置しておりまして、成年後見人制度の利用を含めて、委託先であります社会福祉協議会と連携して、いろいろ話合いをしていく必要があると考えております。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　やはりこれ大切なことだと思うんですよね。エンディングで安心して、ちょっとあれですけどですね。やはり不安があってひとり暮らしの方なんか特に、どうやって家財を片づけようとか、一応一時金として５０万とかが必要になりますよね、これは。事業は、もし始めるのにだったら、だけどそういうアイデアの事業あるっちゅうことを知らせながら、この事業を推進していただきと思いますけど、町長、どんな具合ですかね、これ。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　町がエンディングサポート事業を実施しようという考えはございませんで、はい。それについては、今健康推進課長が言いましたけれども、町の窓口としては、福祉課なのか、健康推進課なのか。そこもきちっとする必要がありますし、社協がいろんな相談にも乗っておりますので、相談を受けながらどういった形でこれから過ごされたらいいかということを、費用の面も含めて、町が事業をやらなくても、そういったことが相談体制ができて、まずはそっちのほうで進めていくことができればと思います。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　やはりそういうのがあるのは、確かに社協ではいろいろ後見人とかいうのありますけど、やはりこのエンディングサポート事業、多分名古屋市とか、先駆けて荒尾市ができましたけど近隣では、市町村はやっぱ少ないんですかね、市は名古屋とか東京の区は全域とか、あちこちで横浜とか出てますけど、町としては社協との連携ですかね、これは。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　事業につきましては、熊本県内で調べたところ、やはり事業をやっているところですね。荒尾市の社会福祉協議会一つというところをちょっと確認しており

ます。ほかの県外については、ちょっとこう、まだ調べておりません。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　その事業はしなくてもやはり、今南関町では見守りサービスとか、よかったら、エンディングノート、そういうのは最後に、やはり自分の意思を記録するために、全員じゃないけど情報を事前に整理するような手助けをしていただきたい。エンディングノートは本屋さんには売ってあるって言いますけど、エンディングノートの配布などは、ちょっと考えてください。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　エンディングノートで、作成、配布につきまして、県内のほうでちょっと調べたところですね。阿蘇市、上益城郡内５町と八代市と熊本市で作成、配布を取り組んでおられるところがありましたので、また、これも含めて、ちょっと勉強していきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　考えるじゃなくて、ぜひ配布のほうを目指して、町長お願いします。エンディングノート、自分の意思です。

○町長（佐藤安彦君）　やはり、人生最後に、自分の思いっていうか、まとめられるエンディングノートというのは、非常に価値があるっていうかですよ。ご家族の皆様も含めてですけれどもご家族におられない方も、そのあとをどうするかということには必要な部分もありますので、健康推進課長も、いろんなのを調べておりますので、そこへもう少し詳しい詳細を調べて、必要であれば社協と一緒になってそういったところに取り組んでほしいなと思います。

○議長（立山秀喜君）　１０番議員。

○１０番議員（山口純子君）　検討じゃなくて、取組をお願いします。エンディング、最後です。それでちょっとまとめに入りたいと思います。本当に今回は高齢者の課題の問題についてお尋ね、要望しましたが、超高齢者の現実を知ることができました。町当局も様々な不安な課題を、財政状態を鑑みながら実施されておりますが、国、県との連携を深め、現状は捉えてほしいと思いました。日常の暮らしの買物、病院、また、日々の食事と基本的な暮らしは絶対的に守らなければなりません。将来の自らのことを安心して見ながら、やっぱりふるさとで暮らす条件だと思っています。まだまだ町民の暮らしに不安等が出ておりますけど、当局のリーダーシップのもと、私たちも地域一体となって、この超高齢化社会に臨んでいきたいと思いますので、ぜひ、先ほどの要望をよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（立山秀喜君）　以上で、１０番議員の一般質問は終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日２日は、午前１０時に本会場に御参集ください。

これにて散会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

――――――――○――――――――

散会　午後４時１５分